

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成27年4月 第2回訂正分)

ジグソー株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成27年4月20日に北海道財務局長に提出し、平成27年4月21日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成27年3月24日付をもって提出した有価証券届出書及び平成27年4月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集200,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し87,500株（引受人の買取引受による売出し50,000株・オーバーアロットメントによる売出し37,500株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに關し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成27年4月20日に決定したため、これらに關連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

〈欄外注記の訂正〉

(注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案した結果、SMB C日興証券株式会社が当社株主である山川真考(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式37,500株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。オーバーアロットメントによる売出しに關しましては、後記「募集又は売出しに關する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに關連して、当社は、平成27年3月24日開催の取締役会において、本募集とは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式37,500株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に關しましては、後記「募集又は売出しに關する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成27年4月20日に決定された引受価額(2,198.80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(2,390円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「206,080,000」を「219,880,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「206,080,000」を「219,880,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は219,880,000円と決定いたしました。

(注) 5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「発行価格(円)」の欄：「未定(注) 1」を「2,390」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 1」を「2,198.80」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注) 3」を「1,099.40」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 4」を「1株につき2,390」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. 公募増資等の価格決定に当たりましては、2,090円以上2,390円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴がありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、2,390円と決定いたしました。

なお、引受価額は2,198.80円と決定いたしました。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(1,776.50円)及び平成27年4月20日に決定された発行価格(2,390円)、引受価額(2,198.80円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額であります。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき2,198.80円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘査し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

〈欄内の数値の訂正〉

「引受けの条件」の欄 :

2. 引受人は新株式払込金として、平成27年4月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき2,198.80円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき191.20円)の総額は引受人の手取金となります。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1. 上記引受人と平成27年4月20日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額(円)」の欄 : 「412,160,000」を「439,760,000」に訂正。
「差引手取概算額(円)」の欄 : 「407,360,000」を「434,960,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額434,960千円及び「1 新規発行株式」の(注)2に記載の第三者割当増資の手取概算額上限82,166千円については、以下の使途に充当する予定であります。

- ① A&A技術開発(注1)及び監視ロボット(注2)、人工知能(注3)及びスマートマシン(注4)の研究開発に係る人件費等として129,000千円(平成27年12月期:28,000千円、平成28年12月期:48,000千円、平成29年12月期:53,000千円)
- ② 今後の事業拡大のための優秀な人材の確保等を目的とした採用活動費及びその人件費として145,000千円(平成27年12月期:20,000千円、平成28年12月期:50,000千円、平成29年12月期:75,000千円)
- ③ 人員拡充に伴う本社設備増強及び東京オフィス移転費用として150,000千円(平成27年12月期:15,000千円、平成28年12月期:120,000千円、平成29年12月期:15,000千円)

なお、残額は、財務体質及び経営基盤安定化のため、金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

用語解説

- (注) 1. A&A(※1) 技術開発: IoT(※2)データの取得パターンや形式の動的指示を行うシステム。

(※1) A&A: 「オートセンサリング&オートディレクション」の略。自動検知及び自動制御を意味しております。

(※2) IoT: Internet of Things(モノのインターネット)の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットへの接続や相互通信により、自動認識や自動制御、遠隔計測などをを行うこと。

2. 監視ロボット: 自動運用のため、定型化された作業を代替して行うロボット(ロボットの指示・制御のためのソフトウエアも含みます)。
3. 人工知能: コンピュータ上などにおいて、人工的に人間と同様の知能を実現させようという試み又はその技術。
4. スマートマシン: 自律的に行動し、知能と自己学習機能を備え、状況に応じて自らが判断して適応し、各種の作業を実行する電子機械。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年4月20日に決定された引受価額(2,198.80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,390円)で売出します。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄: 「112,000,000」を「119,500,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄: 「112,000,000」を「119,500,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、SMB C 日興証券株式会社が貸株人より借りり入れる当社普通株式37,500株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

オーバーアロットメントによる売出しに際しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに際して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に際しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。

(注) 3. 7. の全文削除及び4. 5. 6. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「売出価格(円)」の欄: 「未定(注) 1 (注) 2」を「2,390」に訂正。

「引受価額(円)」の欄: 「未定(注) 2」を「2,198.80」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄: 「未定(注) 2」を「1株につき2,390」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄: 「未定(注) 3」を「(注)3」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株式数 SMB C 日興証券株式会社 50,000株
引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき191.20円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成27年4月20日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「84,000,000」を「89,625,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「84,000,000」を「89,625,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1」を「2,390」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 1」を「1株につき2,390」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、平成27年4月20日に決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）37,500株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

これに連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成27年5月22日を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成27年5月22日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年3月24日及び平成27年4月10日開催の取締役会において決議し、平成27年4月20日に決定した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 37,500株
(2)	払込金額	1株につき1,776.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成27年5月27日（水）

（注） 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成27年4月20日に決定いたしました。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成27年4月 第1回訂正分)

ジグソー株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成27年4月10日に北海道財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成27年3月24日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集200,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を、平成27年4月10日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し87,500株(引受人の買取引受による売出し50,000株・オーバーアロットメントによる売出し37,500株)の売出しの条件及びこの売出しに関し必要な事項が決定しましたので、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 5 役員の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

〈欄外注記の訂正〉

(注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、37,500株を上限として、S M B C 日興証券株式会社が当社株主である山川真考(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成27年3月24日開催の取締役会において、本募集とは別に、S M B C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式37,500株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称: 株式会社証券保管振替機構

住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

平成27年4月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成27年4月10日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額1,776.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「192,280,000」を「206,080,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「192,280,000」を「206,080,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
5. 仮条件(2,090円～2,390円)の平均価格(2,240円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は448,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額(円)」の欄：「未定(注) 2」を「1,776.50」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は2,090円以上2,390円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年4月20日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(1,776.50円)及び平成27年4月20日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,776.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

〈欄内記載の訂正〉

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「S M B C 日興証券株式会社165,000、大和証券株式会社17,500、マネックス証券株式会社5,000、株式会社S B I 証券5,000、東海東京証券株式会社2,500、岡三証券株式会社2,500、いちはし証券株式会社2,500」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年4月20日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額(円)」の欄：「384,560,000」を「412,160,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「379,760,000」を「407,360,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,090円～2,390円)の平均価格(2,240円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額407,360千円及び「1 新規発行株式」の(注)2に記載の第三者割当増資の手取概算額上限77,009千円については、以下の使途に充当する予定であります。

- ① A&A技術開発(注1)及び監視ロボット(注2)、人工知能(注3)及びスマートマシン(注4)の研究開発に係る人件費等として129,000千円(平成27年12月期:28,000千円、平成28年12月期:48,000千円、平成29年12月期:53,000千円)
- ② 今後の事業拡大のための優秀な人材の確保等を目的とした採用活動費及びその人件費として145,000千円(平成27年12月期:20,000千円、平成28年12月期:50,000千円、平成29年12月期:75,000千円)
- ③ 人員拡充に伴う本社設備増強及び東京オフィス移転費用として150,000千円(平成27年12月期:15,000千円、平成28年12月期:120,000千円、平成29年12月期:15,000千円)

なお、残額は、財務体質及び経営基盤安定化のため、金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

用語解説

(注) 1. A&A(※1) 技術開発: IoT(※2)データの取得パターンや形式の動的指示を行うシステム。

(※1) A&A: 「オートセンサリング&オートディレクション」の略。自動検知及び自動制御を意味しております。

(※2) IoT: Internet of Things(モノのインターネット)の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットへの接続や相互通信により、自動認識や自動制御、遠隔計測などをを行うこと。

2. 監視ロボット: 自動運用のため、定型化された作業を代替して行うロボット(ロボットの指示・制御のためのソフトウエアも含みます)。
3. 人工知能: コンピュータ上などにおいて、人工的に人間と同様の知能を実現させようという試み又はその技術。
4. スマートマシン: 自律的に行動し、知能と自己学習機能を備え、状況に応じて自らが判断して適応し、各種の作業を実行する電子機械。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「104,500,000」を「112,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「104,500,000」を「112,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4に記載した振替機関と同一であります。

7. 売出価額の総額は、仮条件(2,090円～2,390円)の平均価格(2,240円)で算出した見込額であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「78,375,000」を「84,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「78,375,000」を「84,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4に記載した振替機関と同一であります。

5. 売出価額の総額は、仮条件(2,090円～2,390円)の平均価格(2,240円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年3月24日及び平成27年4月10日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 37,500株
(2)	払込金額	<u>1株につき1,776.50円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成27年5月27日(水)

(注) 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成27年4月20日に決定します。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

第二部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

5 【役員の状況】

〈欄内の記載の訂正〉

「監査役 美澤臣一氏」の「略歴」の欄：「平成20年9月 (株)マクロミル 社外取締役(現任)」の「(現任)」を削除。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成27年3月

JIG-SAW

ジグソー株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式355,300千円(見込額)の募集及び株式104,500千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式78,375千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成27年3月24日に北海道財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じていません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ジグソー株式会社

北海道札幌市北区北八条西三丁目32番

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

■ マーケット

インターネットは今や社会の根幹を支えるものとして深く根付いております。その社会的重要性は増す一方となっており、今までのインターネットの普及は単なる「予兆」に過ぎなかったと言えるほど、私達全ての生活の中に浸透してきております。当社が現在ターゲットとしている市場は、国内だけで約3.7兆円のマーケット（「システム保守運用サービス市場の実態と展望2013」株式会社矢野経済研究所より）であり、今現在も成長し続けております。

「The DIGITAL UNIVERSE^(注1) of OPPORTUNITIES (2014年4月：EMC及びIDC共同制作)」によれば、世界中のデータ量の飛躍的な増加にはIoT^(注2)が中心的な役割を果たしており、「DIGITAL UNIVERSE」は2年ごとに規模が倍増し、2013年から2020年の間で4兆4,000億ギガバイトから44兆ギガバイトへと10倍の規模に拡大すると予想されております。また、世界IoT市場は、2013年の1兆3千億ドルから、2020年には3兆400億ドルに拡大し、国内IoT市場売上規模は2014年の9兆3,645億円から、2019年には16兆4,221億円に達すると予測されております（「世界IoT (Internet of Things) 市場予測 (2014年11月)」及び「国内IoT (Internet of Things) 市場予測 (2015年2月)」：IDC Japan株式会社より）。

そのような環境のなか、個々のエンジニアが対応すべきインターネットのデータ量は、2014年から2020年にかけて5.3倍に増加する一方、世界中のITエンジニア数は28.5%しか増加せず、エンジニア1人当たりの負担等が増大することも予想されております（The DIGITAL UNIVERSE of OPPORTUNITIES (2014年4月：EMC及びIDC共同制作)）。

このように、世界規模でのデータ量の飛躍的な増大が進むなか、企業や個人がインターネットサービスに関わるに際し、そのシステム及びサービスのマネジメント（運用）は必ず必要となることから、マネジメント（運用）の安定の重要性はますます高まっており、マネジメント（運用）の安定がなければ、日常のあらゆることが極めて不自由な状態になり、かつ継続することも困難となります。



(注)1. DIGITAL UNIVERSE（デジタルユニバース）：地球上で生成されるデータ全体の世界。

2. IoT : Internet of Thingsの略。「モノのインターネット」と訳されます。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットへの接続や相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。なお、当社は、一般的なコンピュータサーバだけでなく、インターネットにつながっているもの全てをサービスの対象としております。

■ A&Aコンセプト

当社は、IoTビッグデータやインターネットにおける基盤技術力をベースとした自動化を進め、「インターネットに安心をご提供する」をミッションとし、お客様、社会のインターネットサービスを支え・守る「マネジメントサービス事業」を「オートセンサリング&オートディレクション (A&A) ^(注)」というコンセプトで展開しております。

(注) オートセンサリング&オートディレクション (A&A)

オートセンサリング&オートディレクション (A&A)：自動検知及び自動制御を意味しております。オリジナルツールをベースに、あらゆるプロセスにおいて自動化の検討・検証を実施しており、このA&Aをベースにして、柔軟にあらゆる種類のマネジメント（運用）サービスを提供しております。従来からのクラウドインフラ、プラットフォーム、サーバ、ネットワークや周辺機器、ソフトウェアやインターネットサービスのマネジメントにとどまらず、あらゆるプロダクトやサービスを対象に、障害予兆検知、自動回避等を含め、徹底したマネジメントを実行しております。

The diagram illustrates the A&A concept. At the top, the text 'オートセンサリング&オートディレクション' is centered. Below it, 'Auto Sensor-ing' is on the left, 'A&A' is in the center, and 'Auto Direction' is on the right. The central figure is a white, anthropomorphic robot with a large head, wearing a hard hat and holding a wrench, standing next to a laptop. Surrounding this central figure are four blue circular icons representing different technologies: 'IoT Internet of Things' on the left, 'Big Data' in the middle-left, 'スマートマシン 人工知能' (Smart Machine Artificial Intelligence) in the middle-right, and 'ロボット型 ソフトウェア' (Robot-type Software) on the right. At the bottom, a dark blue banner contains the text 'OS基盤技術 国内唯一の商用OS開発' (OS Foundation Technology, Domestic only Commercial OS Development) and 'A&Aは既存市場の代替だけではなく新たな市場をも創出する' (A&A not only replaces the existing market but also creates new markets).

2 事業の内容

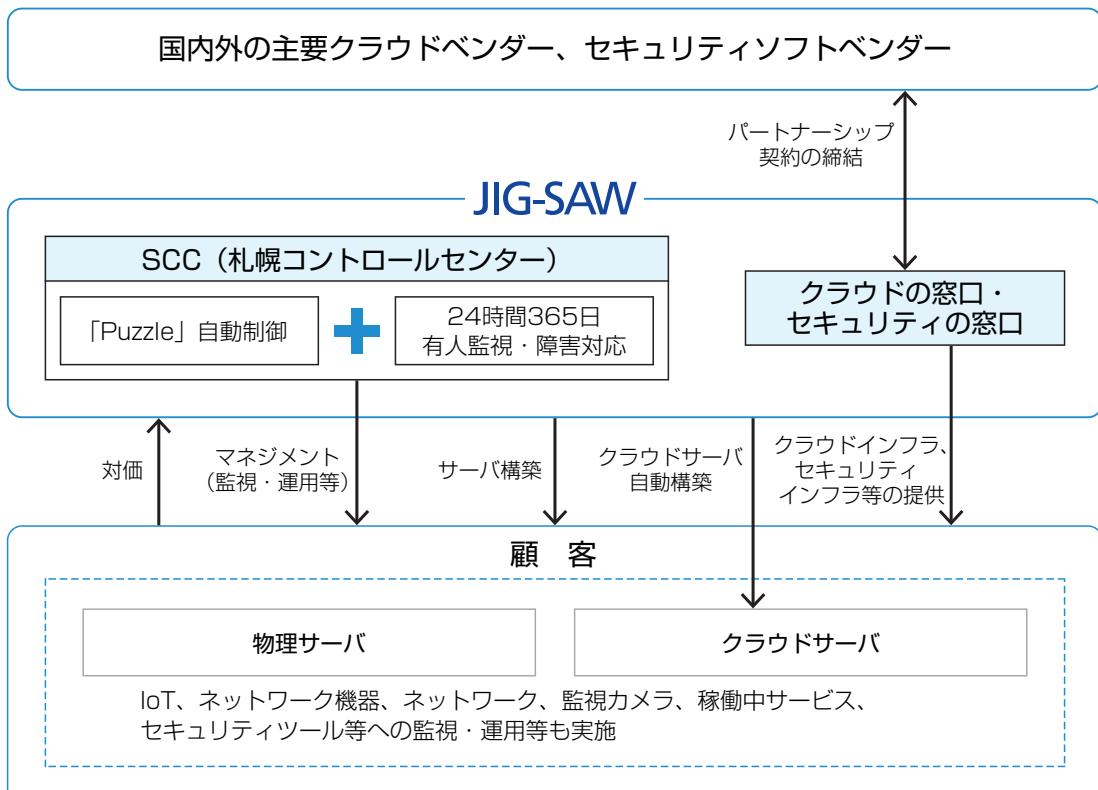
■ マネジメントサービス事業の内容

当社は、世の中のインターネットサービスが快適かつ安定稼動するために、IoTビッグデータをベースとした自動運用サービス（インターネットシステムの自動マネジメントサービス）を提供しております。

システム運用は、サービス提供者が自ら社内で行う、あるいは他社への外注など、従来より様々な形態で行われて來ております。その中で当社の提供するマネジメントサービスは「Linux OSの研究技術基盤」、「IoTビッグデータの活用」、「ロボット型オートディレクションプラットフォーム「puzzle」のクラウド提供」等を特徴とした自動運用サービスの提供と運用の自動化を展開しております。また、当社は運用の自動化の一環として、予兆検知（医療の世界では予防医療）の領域にも踏み込んでおります。治療や手術を行うという医療の前の段階、すなわち「予防医療」の段階から自動的にシステム運用をコントロールし、結果的に大きな価値を顧客に提供しております。

当社のマネジメントサービスにおいては、主にクラウドインフラと物理サーバを対象としたマネジメント（監視・運用等）を展開しております。また、顧客から要望等がある場合には、マネジメント（監視・運用等）開始の前段階にあたる顧客サーバ構築（クラウドサーバを構築する場合には、当社独自で開発した自動構築プログラムにより構築）についても行っております。

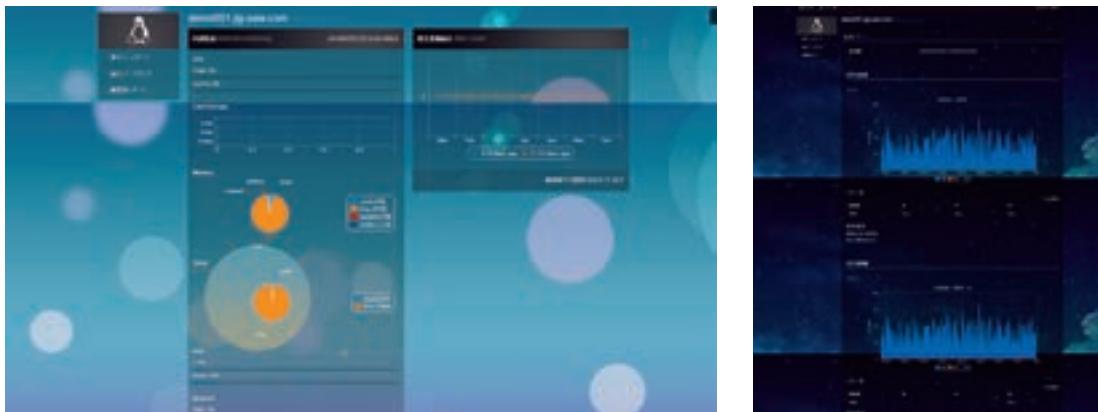
事業系統図



► ロボット型オートディレクションプラットフォーム “puzzle”

「puzzle」は数多くの運用・マネジメント業務を通じて得たノウハウをベースにして、当社が全てオリジナルで作り上げた自動マネジメントツールとなっております。運用の現場において、できる限りの使いやすさや効率を重んじて開発されたツールであり、全てのサーバ情報を見管理（ワンコンソール）することが可能となっております。

既存の商用ツールでは応えられない自動制御（オートディレクション）機能や顧客へのシステム可視化など、「オリジナルだからこそできる」柔軟かつ有効な機能拡張を実施しており、さらに機能を充実させるべく開発を続けております。



► 日本最大級のコントロールセンターSCC

当社のSCC（札幌コントロールセンター）は、約500m²のコントロールルームにて、24時間365日、正社員の各種エンジニアが監視・障害対応・フルマネジメントを行なっており、マネジメントサービス専業としては、日本最大級のコントロールセンターとなっております。

また、北海道札幌市は、地震や台風などの自然災害リスクが低いと言われている立地環境であり、安定性の高いサービス提供を可能としております。



▶ IoTビッグデータの活用

当社は数百のサービス、そして、万単位の台数のサーバ・クラウドシステムの自動マネジメントサービスを提供しております。それは多様な環境下におけるシステムハンドリングを通じた貴重なビッグデータの蓄積でもあります。そのビッグデータを自動分析後、全スタッフでシェアリングすることにより、個々のスタッフの成長を促すとともに、特定のスタッフによる情報のブラックボックス化を防いでいます。ビッグデータの蓄積と活用はサービスレベルの維持とさらなる向上へつながっております。

▶ IoTデータマネジメント

現在、コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、テレビ・カメラ・映像・音声・自動車・ロボット・宇宙機器など様々なモノに通信機能を持たせ、そのデータを管理や分析等に応用する流れが加速しております。それに伴うデジタルデータの通信量も飛躍的に増大し続け、2020年には2010年時の約40倍に達する見通しであり（「平成26年版 情報通信白書」総務省より）、IoTデータの運用（マネジメント）の重要性はますます高まっております。当社は既にIoTデータへの自動マネジメントサービスの提供も実施しており、株式会社ispaceとの共同研究を開始しております。

平成27年1月より、日本初の民間月面探査プロジェクト「HAKUTO^(注)」を運営する株式会社ispaceとの共同研究による技術開発を開始しております。

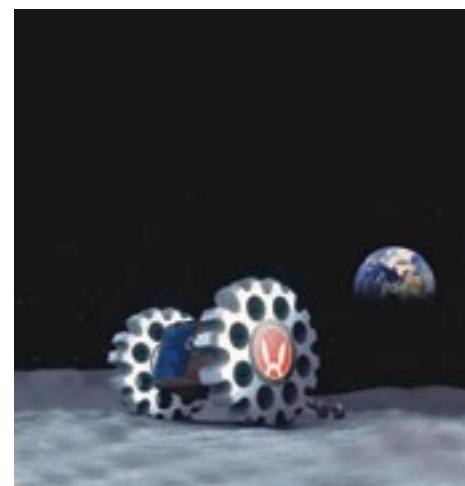
当社は、「HAKUTO」のIoTデータマネジメント・パートナーという位置付けであり、主に次の3項目について株式会社ispaceとパートナー契約を締結しております。

- ・IoT領域におけるローバーやドローン等の自動運転分野及びロボット・人工知能分野における共同研究
- ・月面探査等に関わるIoTデータマネジメント及びSCC（札幌コントロールセンター）によるミッションサポート
- ・月面探査等に関わるIoTビッグデータアライズサポート

(注) HAKUTO : Google Inc.がスポンサーとなり、XPRIZE財団によって運営される、民間組織による月面無人探査コンテスト「Google Lunar XPRIZE」(GLXP)に、日本から唯一参加している民間チーム（世界各国から18チームが参加：賞金総額3,000万ドル）。GLXPのミッションは、月面に純民間開発の無人探査機を着陸させ、着陸地点から500m以上走行し、指定された高解像度の動画や静止画データを地球上に送信すること。



©HAKUTO



©HAKUTO

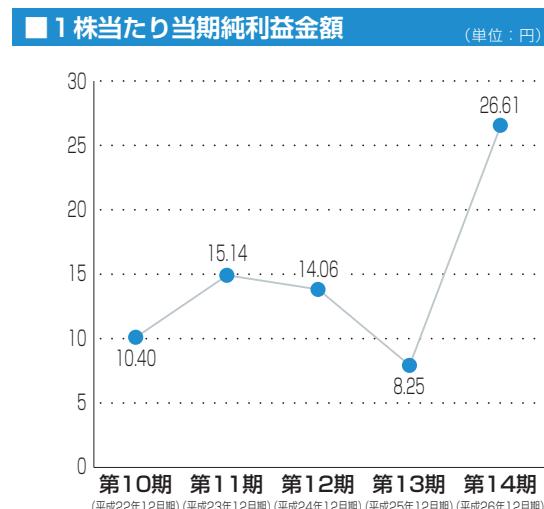
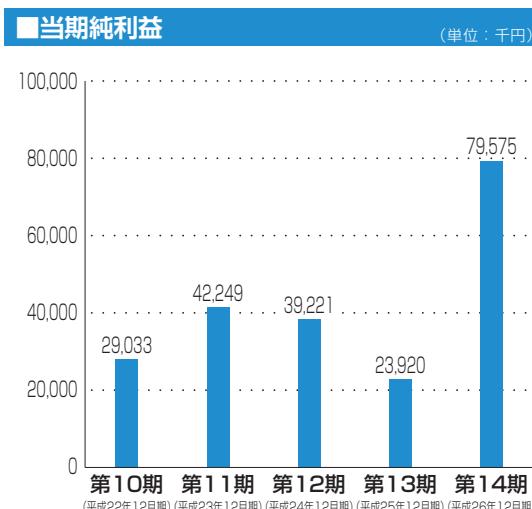
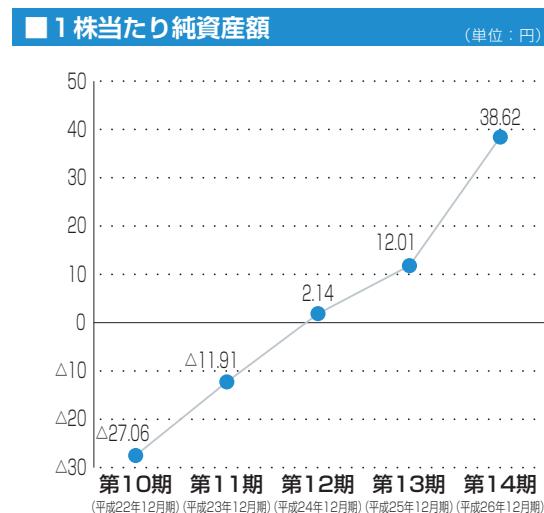
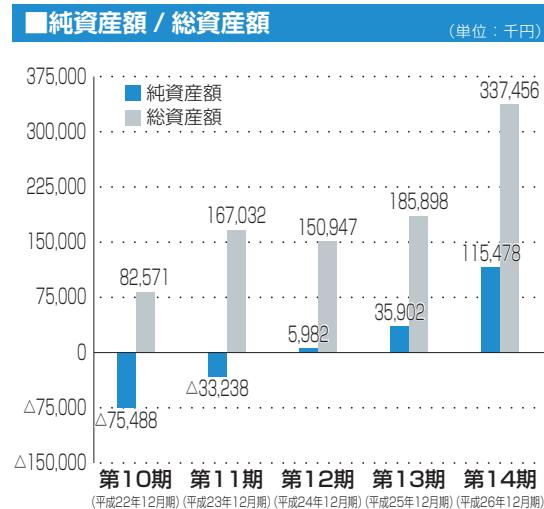
3 業績等の推移

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
売上高	(千円) 288,423	453,744	391,496	379,553	505,778
経常利益	(千円) 35,442	116,408	55,375	32,508	61,837
当期純利益	(千円) 29,033	42,249	39,221	23,920	79,575
持分法を適用した場合の投資利益	(千円) —	—	—	—	—
資本金	(千円) 552,400	552,400	552,400	53,000	53,000
発行済株式総数	(株) 5,580	5,580	5,580	5,980	598,000
純資産額	(千円) △75,488	△33,238	5,982	35,902	115,478
総資産額	(千円) 82,571	167,032	150,947	185,898	337,456
1株当たり純資産額	(円) △13,528.35	△5,956.77	1,072.09	12.01	38.62
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円) — (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額	(円) 5,203.06	7,571.58	7,028.86	8.25	26.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円) —	—	—	—	—
自己資本比率	(%) △91.4	△19.9	4.0	19.3	34.2
自己資本利益率	(%) —	—	—	114.2	105.1
株価収益率	(倍) —	—	—	—	—
配当性向	(%) —	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	△5,415	33,137
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	△6,341	38,717
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	33,138	75,554
現金及び現金同等物の期末残高	(千円) —	—	—	39,511	186,920
従業員数(外、平均臨時雇用者数)	(名) 23	30	35	35	45

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
6. 第10期から第12期の自己資本利益率については第10期及び第11期が債務超過であるため記載しておりません。
7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 当社は第13期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第10期から第12期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 第13期及び第14期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第10期、第11期及び第12期の財務諸表については、監査を受けておりません。
10. 第13期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
平成26年5月20日付で普通株式1株につき100株の割合で、平成27年2月13日付で株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成26年5月20日付で株式1株につき100株の割合で、平成27年2月13日付で株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)]」の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第10期、第11期及び第12期の数値につきましては、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
1株当たり純資産額	(円) △27.06	△11.91	2.14	12.01	38.62
1株当たり当期純利益金額	(円) 10.40	15.14	14.06	8.25	26.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円) —	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) — (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)



(注)当社は、平成26年5月20日付で株式1株につき100株の割合で、平成27年2月13日付で株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益金額」の各グラフでは、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	21
第2 【事業の状況】	22
1 【業績等の概要】	22
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【対処すべき課題】	24
4 【事業等のリスク】	25
5 【経営上の重要な契約等】	28
6 【研究開発活動】	28
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
第3 【設備の状況】	31
1 【設備投資等の概要】	31
2 【主要な設備の状況】	31
3 【設備の新設、除却等の計画】	31

	頁
第4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
2 【自己株式の取得等の状況】	40
3 【配当政策】	40
4 【株価の推移】	40
5 【役員の状況】	41
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	43
第5 【経理の状況】	49
1 【財務諸表等】	50
第6 【提出会社の株式事務の概要】	79
第7 【提出会社の参考情報】	80
1 【提出会社の親会社等の情報】	80
2 【その他の参考情報】	80
第四部 【株式公開情報】	81
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	81
第2 【第三者割当等の概況】	83
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	83
2 【取得者の概況】	85
3 【取得者の株式等の移動状況】	87
第3 【株主の状況】	88
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成27年3月24日

【会社名】 ジグソー株式会社

【英訳名】 JIG-SAW, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山川 真考

【本店の所在の場所】 北海道札幌市北区北八条西三丁目32番
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の管理業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 —

【事務連絡者氏名】 —

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田二丁目10番6号

【電話番号】 03-5442-3957(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理ユニット長 鈴木 博道

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 募集金額
ブックビルディング方式による募集 355,300,000 円
売出金額
(引受人の買取引受による売出し)
ブックビルディング方式による売出し 104,500,000 円
(オーバーアロットメントによる売出し)
ブックビルディング方式による売出し 78,375,000 円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数 (株)	内容
普通株式	200,000 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年3月24日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成27年4月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、37,500株を上限として、S M B C 日興証券株式会社が当社株主である山川真考(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
これに関連して、当社は、平成27年3月24日開催の取締役会において、本募集とは別に、S M B C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式37,500株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成27年4月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成27年4月10日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	200,000	355,300,000	192,280,000
計(総発行株式)	200,000	355,300,000	192,280,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成27年3月24日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成27年4月20日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,090円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は418,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年4月21日(火) 至 平成27年4月24日(金)	未定 (注) 4	平成27年4月27日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成27年4月10日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年4月20日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年4月10日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成27年4月20日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成27年4月20日に決定する予定であります。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成27年4月28日(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、平成27年4月13日から平成27年4月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 三田通支店	東京都港区芝五丁目28番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		1. 買取引受けによります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		2. 引受人は新株式払込金として、平成27年4月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこといたします。
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
計	—	200,000	—

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成27年4月10日に決定する予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年4月20日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
384,560,000	4,800,000	379,760,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,090円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額379,760千円及び「1 新規発行株式」の（注）3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限71,852千円については、以下の使途に充当する予定であります。

- ① A&A技術開発（注1）及び監視ロボット（注2）、人工知能（注3）及びスマートマシン（注4）の研究開発に係る人件費等として129,000千円（平成27年12月期：28,000千円、平成28年12月期：48,000千円、平成29年12月期：53,000千円）
- ② 今後の事業拡大のための優秀な人材の確保等を目的とした採用活動費及びその人件費として145,000千円（平成27年12月期：20,000千円、平成28年12月期：50,000千円、平成29年12月期：75,000千円）
- ③ 人員拡充に伴う本社設備増強及び東京オフィス移転費用として150,000千円（平成27年12月期：15,000千円、平成28年12月期：120,000千円、平成29年12月期：15,000千円）

なお、残額は、財務体質及び経営基盤安定化のため、金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

用語解説

- （注）1. A&A（※1）技術開発：IoT（※2）データの取得パターンや形式の動的指示を行うシステム。

（※1）A&A：「オートセンサリング&オートディレクション」の略。自動検知及び自動制御を意味しております。

（※2）IoT：Internet of Things（モノのインターネット）の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットへの接続や相互通信により、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

2. 監視ロボット：自動運用のため、定型化された作業を代替して行うロボット（ロボットの指示・制御のためのソフトウェアも含みます）。
3. 人工知能：コンピュータ上などにおいて、人工的に人間と同様の知能を実現させようという試み又はその技術。
4. スマートマシン：自律的に行動し、知能と自己学習機能を備え、状況に応じて自らが判断して適応し、各種の作業を実行する電子機械。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年4月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出します。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	50,000	北海道札幌市中央区 山川 真考 50,000株
計(総売出株式)	—	50,000	104,500,000

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、37,500株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関する場合は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに連絡して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関する場合は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,090円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成27年 4月21日(火) 至 平成27年 4月24日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店及び全国各 支店	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 SMB C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の
(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一
といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日（平成27年4月20日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料
は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機
構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を
行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件
(2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	37,500	78,375,000 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	37,500	78,375,000 —

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しがあります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関する場合は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,090円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成27年 4月21日(火) 至 平成27年 4月24日(金)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券株式会社及 びその委託販売先金融商品取 引業者の本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそ
れぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成27年4月20日）に決定する予定であります。
3. S M B C 日興証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第2 売出要項 2
売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した
販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式
は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から
売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、37,500株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C 日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成27年5月22日を行使期限として付与します。

SMB C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成27年5月22日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C 日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C 日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成27年4月20日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C 日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年3月24日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 37,500株
(2)	払込金額	未定(注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2
(4)	払込期日	平成27年5月27日(水)

(注) 1. 払込金額は、本募集による新株式発行における払込金額(会社法上の払込金額)と同一といたします。
2. 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成27年4月20日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに關し、貸株人かつ売出人である山川真考、当社株主である関崎美智子及び高橋美里は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成27年10月24日までの期間中は、SMB C日興証券株式会社(主幹事会社)の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主であるJun Emi、トランス・コスマス株式会社、AITHER LIMITED、Net Capital Partners Limited、斎藤誠、Webcast Enterprises Limited、Richard Lo、サンエイト1号投資事業有限責任組合、サンエイト・PS1号投資事業組合、斎藤享子、サンエイト・エンファンド第3号投資事業組合、Theodore Lo及びサンエイト・エンファンド第2号投資事業組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の平成27年7月26日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出における売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成27年10月24日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に關わる発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に關し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
売上高 (千円)	288,423	453,744	391,496	379,553	505,778
経常利益 (千円)	35,442	116,408	55,375	32,508	61,837
当期純利益 (千円)	29,033	42,249	39,221	23,920	79,575
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	552,400	552,400	552,400	53,000	53,000
発行済株式総数 (株)	5,580	5,580	5,580	5,980	598,000
純資産額 (千円)	△75,488	△33,238	5,982	35,902	115,478
総資産額 (千円)	82,571	167,032	150,947	185,898	337,456
1株当たり純資産額 (円)	△13,528.35	△5,956.77	1,072.09	12.01	38.62
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	5,203.06	7,571.58	7,028.86	8.25	26.61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△91.4	△19.9	4.0	19.3	34.2
自己資本利益率 (%)	—	—	—	114.2	105.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△5,415	33,137
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△6,341	38,717
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	33,138	75,554
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	39,511	186,920
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	23	30	35	35	45

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
6. 第10期から第12期の自己資本利益率については第10期及び第11期が債務超過であるため記載しておりません。
7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 当社は第13期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第10期から第12期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しております。
9. 第13期及び第14期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第10期、第11期及び第12期の財務諸表については、監査を受けておりません。
10. 第13期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。
- 平成26年5月20日付で普通株式1株につき100株の割合で、平成27年2月13日付で株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成26年5月20日付で株式1株につき100株の割合で、平成27年2月13日付で株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第10期、第11期及び第12期の数値につきましては、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
1株当たり純資産額 (円)	△27.06	△11.91	2.14	12.01	38.62
1株当たり当期純利益金額 (円)	10.40	15.14	14.06	8.25	26.61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

当社は、平成13年11月北海道札幌市においてソフトウェアの自社開発、受託開発を目的とする会社として、現在のジグソー株式会社の前身である「アイピー・テレコム株式会社」を創業いたしました。

その後、平成20年8月にシステムの監視、障害対応及びフルマネジメントから成る運用サービスを事業目的とする会社に改め、商号も「ジグソー株式会社」に変更しております。また、平成20年9月にユニキド・ホールディングス株式会社、スーパーエディション株式会社と当社を存続会社として合併し、現在に至っております。

設立以降の経緯は、次のとおりあります。

年 月	変遷の内容
平成13年11月	北海道札幌市北区七条西五丁目において、LinuxのOSの自社開発及びその他ソフトウェアの受託開発を目的として、アイピー・テレコム(現 当社) [資本金 10,000千円]を設立。
平成16年 2月	北海道札幌市北区北九条西二丁目に本社を移転。
平成19年 2月	北海道札幌市北区北九条西四丁目に本社を移転。
平成20年 8月	「アイピー・テレコム(現)」から、「ジグソー(現)」に商号変更。 システムの監視、障害対応及びフルマネジメントから成る運用サービスを事業目的とする。
平成20年 9月	「ジグソー(現)」、「ユニキド・ホールディングス(現)」及び「スーパーエディション(現)」がジグソー(現)を存続会社として合併。システムの監視、障害対応及びフルマネジメントから成る運用サービスを事業目的とする。
平成21年 1月	物理サーバ向けマネジメントサービス開始。
平成26年 3月	東京都港区に東京事務所を設立。
平成26年 4月	クラウドインフラ向けマネジメントサービス開始。
平成26年 6月	オートディレクションプラットフォーム「puzzle」をリリースし、自動運用サービスを開始。
平成26年 7月	「クラウドの窓口」「セキュリティの窓口」スタート。
平成26年10月	北海道札幌市北区北八条西三丁目に本社を移転。SCC（札幌コントロールセンター）開設。
平成27年 1月	日本初の民間月面探査プロジェクト「HAKUTO（注）」を運営する株式会社ispaceとの間でIoTデータマネジメント・パートナー契約を締結。月面探査等に関する共同研究を開始。
平成27年 2月	Kudan Limitedとビッグデータ分析及び技術パートナー及び各種共同研究に係るパートナー契約締結。

（注）HAKUTO : Google Inc. がスポンサーとなり、XPRIZE財団によって運営される、民間組織による月面無人探査コンテスト「Google Lunar XPRIZE」（GLXP）に、日本から唯一参加している民間チーム（世界各国から18チームが参加：賞金総額3,000万ドル）。GLXPのミッションは、月面に純民間開発の無人探査機を着陸させ、着陸地点から500m以上走行し、指定された高解像度の動画や静止画データを地球に送信すること。

3 【事業の内容】

当社は、世の中のインターネットサービスが快適かつ安定稼動するために、IoTビッグデータ（注1）をベースとした自動運用サービス（インターネットシステムの自動マネジメントサービス）を提供しております。当社は、IoTビッグデータやインターネットにおける基盤技術力をベースとした自動化を進め、「インターネットに安心をご提供する」をミッションとし、お客様、社会のインターネットサービスを支え・守る「マネジメントサービス事業」を「オートセンサリング＆オートディレクション（A&A）（注2）」というコンセプトで展開しております。当社が現在ターゲットとしている市場は、国内だけで約3.7兆円のマーケット（「システム保守運用サービス市場の実態と展望2013」株式会社矢野経済研究所より）であり、今現在も成長し続けております。

なお、当社はマネジメントサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

＜ビジネスモデル＞

（1）マネジメントサービス事業の内容

当社のマネジメントサービスにおいては、当社独自で開発したロボット型オートディレクションプラットフォーム「puzzle」（後記「（2）マネジメントサービス事業の特徴③」をご参照下さい。）をベースに、主にクラウドインフラと物理サーバを対象としたマネジメント（監視・運用等）を展開しており、「puzzle」導入・設定等に係る初期費用及びマネジメントサービスに係る月額費用を主たる収益源としております。また、顧客から要望等がある場合には、マネジメント（監視・運用等）開始の前段階にあたる顧客サーバ構築（クラウドサーバを構築する場合には、当社独自で開発した自動構築プログラムにより構築）についても行っております。

なお、マネジメントサービスは、監視運用項目の代表的なものを組み合わせて提供しており、当社のマネジメントサービスを表記すると下記のとおりとなります。

サービス内容	説明
センサリング (遠隔自動監視)	「puzzle」をベースとした自動制御に加え、並行して現在は24時間365日有人による監視を実施。監視アラート（障害）の自動制御をベースに、自動優先順位付け、自動作業指示及びアラートの原因を正確に把握し、事前対応策を自動的に指示・制御しております※。
自動制御 (一次対応)	アラート等を起点とした自動優先順位付け及び自動作業指示及び手順に基づいた作業を実施いたします。手順書の自動作成サポートや必要に応じたフレキシブルな手順書の修正も行っております。
フルマネジメント (二次対応)	上記二項目に加えて二次対応を実施いたします。自動制御やあらかじめ決められた作業のみならず、作業実施が可能な対応は全て実施いたします。

（注）平成26年6月の「puzzle」開発以降のマネジメントサービスは、全て「puzzle」をベースに提供しており、「puzzle」開発以前の既存システム利用顧客については、順次「puzzle」に移行中となっております。

これらは主たるサービスとしてお客様に提供しているものではありますが、当社は「オートセンサリング＆オートディレクション（A&A）」を標榜し、一般的なコンピュータサーバだけでなく、インターネットにつながっているもの全てをサービスの対象としております。当社は、上記のサービス項目の枠を超えて、IoT、ネットワーク機器、ネットワーク、監視カメラ、稼働中サービス、セキュリティツール等、あらゆるプロダクトやサービスを対象に、自動障害予兆検知、自動制御等を含め、徹底した自動マネジメントを実行しております。

(2) マネジメントサービス事業の特徴

インターネットは今や社会の根幹を支えるものとして深く根付いております。その社会的重要性は増す一方となっており、今までのインターネットの普及は単なる「予兆」に過ぎなかつたと言えるほど、私達全ての生活の中に浸透してきております。「The DIGITAL UNIVERSE of OPPORTUNITIES (2014年4月：EMC及びIDC共同制作)」によれば、世界中のデータ量の飛躍的な増加にはIoTが中心的な役割を果たしており、「DIGITAL UNIVERSE (注3)」は2年ごとに規模が倍増し、2013年から2020年の間で4兆4,000億ギガバイトから44兆ギガバイトへと10倍の規模に拡大すると予想されております。また、世界IoT市場は、2013年の1兆3千億ドルから、2020年には3兆400億ドルに拡大し、国内IoT市場売上規模は2014年の9兆3,645億円から、2019年には16兆4,221億円に達すると予測されております（「世界IoT (Internet of Things) 市場予測 (2014年11月)」及び「国内IoT (Internet of Things) 市場予測 (2015年2月)」：IDC Japan株式会社より）。

そのような環境のなか、個々のエンジニアが対応すべきインターネットのデータ量は、2014年から2020年にかけて5.3倍に増加する一方、世界中のITエンジニア数は28.5%しか増加せず、エンジニア1人当たりの負担等が増大することも予想されております（The DIGITAL UNIVERSE of OPPORTUNITIES (2014年4月：EMC及びIDC共同制作)）。

このように、世界規模でのデータ量の飛躍的な増大が進むなか、企業や個人がインターネットサービスに関わるに際し、そのシステム及びサービスのマネジメント（運用）は必ず必要となることから、マネジメント（運用）の安定の重要性はますます高まっており、マネジメント（運用）の安定がなければ、日常のあらゆることが極めて不自由な状態になり、かつ継続することも困難となります。システム運用は、サービス提供者が自ら社内で行う、あるいは他社への外注など、従来より様々な形態で行われてきております。その中で当社の提供するマネジメントサービスは「Linux OSの研究技術基盤」、「IoTビッグデータの活用」、「ロボット型オートディレクションプラットフォーム「puzzle」のクラウド提供」等を特徴とした自動運用サービスの提供と運用の自動化を展開しております。また、当社は運用の自動化の一環として、予兆検知（医療の世界では予防医療）の領域にも踏み込んでおります。治療や手術を行うという医療の前の段階、すなわち「予防医療」の段階から自動的にシステム運用をコントロールし、結果的に大きな価値を顧客に提供しております。なお、当社マネジメントサービス事業の主な特徴としては、以下のとおりです。

①Linux OSの研究技術基盤

当社は元々、OSメーカーとして、サーバ専用のLinux OSを開発しておりました。そのため、サーバ系の情報技術とOS（特にLinux系）やオープンソースに強く、実際にOS開発に関わってきたスタッフが軸になりサービスを提供しております。また、自動運用に特化したサービス企業でありながらも、サーバエンジニアをサポートする各種のエンジニア（アプリ開発・データベース・OS・ネットワーク）が多数在籍し、インターネットサービスの運用を支える中核スタッフとして高付加価値なサービスを提供しております。

②IoTビッグデータの活用

当社は数百のサービス、そして、万単位の台数のサーバ・クラウドシステムの自動マネジメントサービスを提供しております。それは多様な環境下におけるシステムハンドリングを通じた貴重なビッグデータの蓄積でもあります。そのビッグデータを自動分析後、全スタッフでシェアリングすることにより、個々のスタッフの成長を促すとともに、特定のスタッフによる情報のブラックボックス化を防いでいます。ビッグデータの蓄積と活用はサービスレベルの維持とさらなる向上へつながっております。

③ロボット型オートディレクションプラットフォーム「puzzle」のクラウド提供

「puzzle」は数多くの運用・マネジメント業務を通じて得たノウハウをベースにして、当社が全てオリジナルで作り上げた自動マネジメントツールとなっております。運用の現場において、できる限りの使いやすさや効率を重んじて開発されたツールであり、全てのサーバ情報を統合管理（ワンコンソール）することが可能となっております。

既存の商用ツールでは応えられない自動制御（オートディレクション）機能や顧客へのシステム可視化など、「オリジナルだからこそできる」柔軟かつ有効な機能拡張を実施しており、さらに機能を充実させるべく開発を続けております。

④IoTデータマネジメント

現在、コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、テレビ・カメラ・映像・音声・自動車・ロボット・宇宙機器など様々なモノに通信機能を持たせ、そのデータを管理や分析等に応用する流れが加速しております。それに伴うデジタルデータの通信量も飛躍的に増大し続け、2020年には2010年時の約40倍に達する見通しであり（「平成26年版 情報通信白書」総務省より）、IoTデータの運用（マネジメント）の重要性はますます高まっております。

当社は既にIoTデータへの自動マネジメントサービスの提供も実施しており、以下の取り組みを開始しております。

a. 株式会社ispaceとの共同研究

平成27年1月より、日本初の民間月面探査プロジェクト「HAKUTO（注4）」を運営する株式会社ispaceとの共同研究による技術開発を開始しております。当社は、「HAKUTO」のIoTデータマネジメント・パートナーという位置付けであり、主に次の3項目について株式会社ispaceとパートナー契約を締結しております。

- ・IoT領域におけるローバーやドローン等の自動運転分野及びロボット・人工知能分野における共同研究
- ・月面探査等に関わるIoTデータマネジメント及びSCC（札幌コントロールセンター）によるミッションサポート
- ・月面探査等に関わるIoTビッグデータアライズサポート

b. Kudan Limitedとの共同研究

平成27年2月より、英国に拠点を持つ、携帯向けAR（注5）技術のリーディングカンパニーであるKudan Limitedとパートナー契約を締結し、共同研究等を開始しております。なお、当社とKudan Limitedとのパートナー契約の主な内容は、以下のとおりとなっております。

- ・ウェアラブルを対象とした、医療分野におけるオペサポート、工場や各種センターにおけるワークサポート分野における共同研究
- ・自動操縦・自動運転分野及びロボット・人工知能分野における共同研究
- ・ARを通じて取得するビッグデータのIoTデータマネジメント及びジグソーSCC（札幌コントロールセンター）によるサポート及びARテクノロジーの導入

⑤マルチプラットフォームにおけるサポート

国内外の主要クラウドインフラサービスを皮切りに、様々な領域のプロダクトやサービスのご案内と導入支援を実施しているサービスとなっております。

お客様には、システム運用を検討する前段階として、クラウドインフラの選定やサーバ導入時の基盤の設計・構築、またセキュリティ関連ツールの検討というプロセスが多く存在しております。

当社は、国内外の主要クラウドベンダー、セキュリティソフトベンダー等ともパートナーシップ契約を締結しており、このようなシステム運用の前段階に関する部分においても、常にお客様視点に立ち、より良いサービスを提供することにより、お客様の業務・コスト負荷を低減させる価値を提供し、当社のマネジメントサービス受託への流れをよりスムーズかつ容易にしております。現状、クラウドインフラを対象とする「クラウドの窓口」、セキュリティソフトを対象とする「セキュリティの窓口」があります。

サービスの内容	説明
クラウドの窓口 (ベンダー比較)	国内外の主要クラウドインフラサービスを最適な形で提供していくサービスとなっており、クラウドベンダーの選定から導入時の構築に至るまでのクラウド導入プロセスをトータルでサポートします。
セキュリティの窓口 (ベンダー比較)	当社の提供するマネジメントサービスと並行して、インターネットサービスを安定的に提供し続けるためのセキュリティ対策に関する各種セキュリティソフト及びセキュリティサービスを提供しております。

⑥日本最大級のコントロールセンター

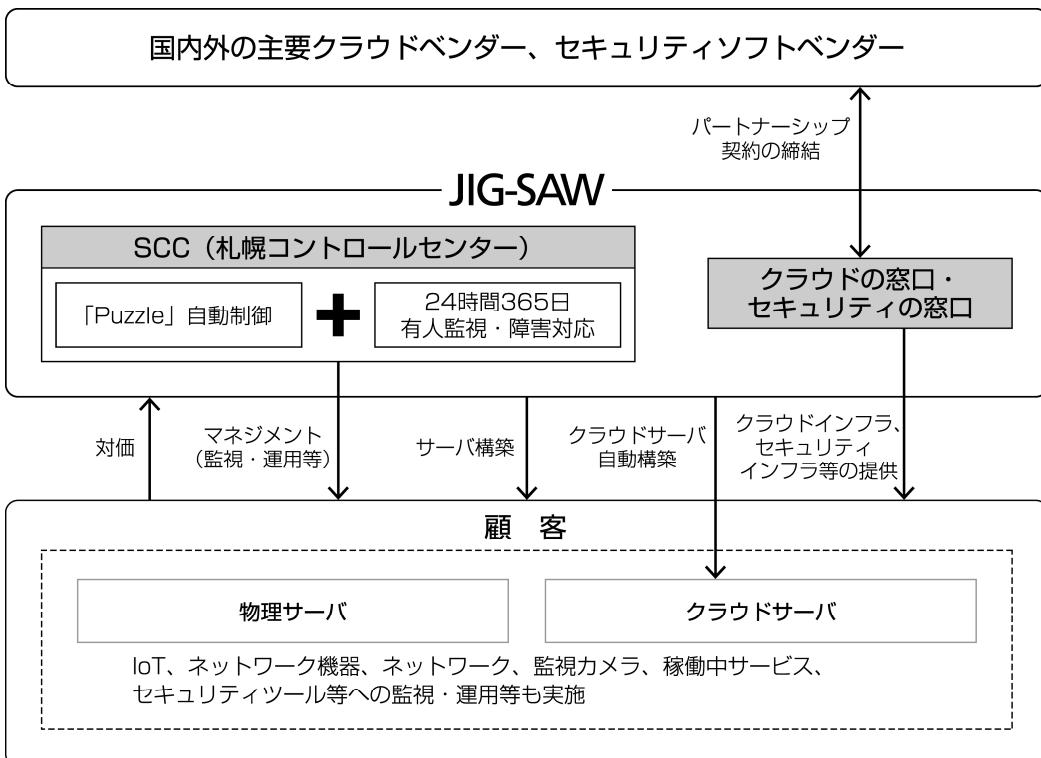
当社のSCC（札幌コントロールセンター）は、約500m²のコントロールルームにて、24時間365日、正社員の各種エンジニアが監視・障害対応・フルマネジメントを行なっており、マネジメントサービス専業としては、日本最大級のコントロールセンターとなっております。

また、北海道札幌市は、地震や台風などの自然災害リスクが低いと言われている立地環境であり、安定性の高いサービス提供を可能としております。

〔事業系統図〕

以上に述べた事業の内容を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。

なお、当社は、マネジメントサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の情報を省略しております。



用語解説

(注) 1. IoTビッグデータ

IoTデータのマネジメントを通じて取得・蓄積された膨大なログデータ等、従来のデータ処理アプリケーションで処理することが困難なほど巨大で複雑なデータ集積。

※IoT

Internet of Thingsの略。「モノのインターネット」と訳されます。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットへの接続や相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

(注) 2. オートセンサリング&オートディレクション (A&A)

自動検知及び自動制御を意味しております。オリジナルツールをベースに、あらゆるプロセスにおいて自動化の検討・検証を実施しており、このA&Aをベースにして、柔軟にあらゆる種類のマネジメント（運用）サービスを提供しております。

(注) 3. DIGITAL UNIVERSE (デジタルユニバース)

地球上で生成されるデータ全体の世界。

(注) 4. HAKUTO

Google Inc. がスポンサーとなり、XPRIZE財団によって運営される、民間組織による月面無人探査コンテスト「Google Lunar XPRIZE」(GLXP) に、日本から唯一参加している民間チーム（世界各国から18チームが参加：賞金総額3,000万ドル）。GLXPのミッションは、月面に純民間開発の無人探査機を着陸させ、着陸地点から500m以上走行し、指定された高解像度の動画や静止画データを地球に送信すること。

(注) 5. AR

「Augmented Reality」の略。「拡張現実」と訳されます。現実に存在するものに対してコンピュータが情報をさらに付与し、さらに強い・深い知覚を可能にする技術のこと。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
48	33.5	2.5	4,058

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、マネジメントサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 最近1年間において従業員数が10名増加しております。主な理由は、事業の拡大に伴う新規採用者の増加によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済政策・金融緩和政策への期待感から、円高の是正や株価回復が進んでおり、緩やかな景気回復傾向にあるものの、海外経済への不安感や平成26年4月より導入された消費税率引上げの影響等を受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような中で、様々な市場でネット化が進んでおり、データボリューム及びトライックデータは急激に増大していることから、当社の主たる事業領域である制御と監視メンテナンスに関する市場も引き続き成長を続けており、当社がターゲットとする市場については、今や約3.7兆円のマーケットとなっております（「システム保守運用サービス市場の実態と展望2013」株式会社矢野経済研究所より）。

以上のような事業環境の下、当社は、市場拡大を背景に商談案件の獲得及び会社の組織体制の確立・強化に努めてまいりました。当社事業においては、既存案件数の積み上がり及び新規案件獲得の拡大が順調に進んでおり、特にクラウド関係の市場拡大により、売上は順調に拡大しております。また、10月には札幌本社を移転し「SCC（札幌コントロールセンター）」を開設し、より一層質の高いサービス提供のための基盤を固めております。

以上の結果、当事業年度の業績は前事業年度と比較して増収増益となりました。当事業年度の売上高は505,778千円（前事業年度比33.3%増）、営業利益は62,105千円（前事業年度比95.6%増）、経常利益61,837千円（前事業年度比90.2%増）、当期純利益79,575千円（前事業年度比232.7%増）となっております。

なお、当社はマネジメントサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ147,408千円増加し、186,920千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により獲得した資金は33,137千円（前事業年度は5,415千円の支出）となりました。これは主に、税引前当期純利益61,287千円の計上、未払金の増加額10,498千円などにより資金が増加した一方、売上債権の増加額30,890千円、訴訟和解金の支払額20,000千円などにより資金が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により獲得した資金は38,717千円（前事業年度は6,341千円の支出）となりました。これは主に、役員に対する短期貸付金の回収による収入94,421千円などにより資金が増加した一方、SCC（札幌コントロールセンター）開設に伴う有形固定資産の取得による支出32,421千円、敷金及び保証金の差入による支出18,097千円などにより資金が減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により獲得した資金は75,554千円（前事業年度は33,138千円の収入）となりました。これは、長期借入れによる収入90,000千円により資金が増加した一方、長期借入金の返済による支出14,446千円により資金が減少したことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主たる事業は、センサリング、自動制御及びフルマネジメントから成る運用サービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしておりません。

(2) 受注実績

受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしておりません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。なお、当社はマネジメントサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業の名称	販売高（千円）	前年同期比(%)
マネジメントサービス事業	505,778	133.3
合計	505,778	133.3

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第13期事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)		第14期事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
テックファーム株式会社	38,337	10.1	※	※

※総販売実績に対する当該販売実績の割合が10%未満であるため、記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社の主力事業であるマネジメントサービス事業を取り巻く環境としては、競合との新規及び既存顧客の獲得競争や価格競争が発生している状況であります。そのような環境の中、競合との競争に勝ち抜くため、以下の点に力を入れてまいります。

①「自動化」の推進

当社は、安定的かつ着実な事業拡大を図る上では、案件数等が増加した場合においても、継続的な収益率及び顧客サービスのパフォーマンスの維持・向上が行われることが重要であると考えております。

当社はこれまで、「オートセンサリング&オートディレクション（A&A）」というコンセプトのもと、これらの課題に対応するため、あらゆるプロセスにおいて自動化の検討・検証を実施してまいりましたが、今後のさらなる成長及びその成長基盤となる「自動化」を積極的に推進するため、優秀なエンジニア等の採用及び確保等を図るとともに、A&A技術開発及び監視ロボット、人工知能及びスマートマシンの研究開発にも取り組んでまいります。

②営業体制の強化

当事業年度に確保した営業戦力をもとに、営業体制の人員強化及び販売チャネルの拡充により、新規案件の獲得に取り組んでまいります。

③役務提供の差別化

当社サービスを支えるエンジニアの技術力向上やサービス現場体制の改革に積極的に取り組んでまいります。

具体的にはLinuxを軸とする基盤・基礎技術をベースにビックデータの自動制御（オートディレクション）やAI（人工知能）機能ベースのツール等の技術力向上に加え、技術のみならず「サービス」をお客様にご提供できるように取り組みます。サービス現場体制としては、自動化・標準化・効率化を達成できる現場体制や従業員が安心して働くことのできる職場環境を整えるように取り組んでまいります。

④サービスの認知度向上

当社が今後も成長を続けていく上では、当社及び当社サービスの認知度を向上させ、新規案件を獲得していくことが重要であると考えております。これまで当社では、カンファレンス等への出展、「HAKUTO」プロジェクトにおける共同研究やスポンサー活動、Kudan Limitedとのビッグデータ分析や各種共同研究、SEO対策等の販売促進活動等を実施しております。今後のさらなる成長等のため、引き続きこれらの販売促進活動に取り組んでまいります。

⑤組織力の強化と内部統制システムの強化

当社は、マネジメントサービス事業を中心に、国内外でさらなる事業領域の拡大を推進する方針であります。継続的に企業価値を高めていくため、事業の状況に合わせた優秀な人材の採用、人事制度の構築や権限委譲の促進等の組織力の強化に取り組みます。また、経営の公正性や透明性を確保するためにも内部統制システムの強化にも取り組みます。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきまして、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

①マネジメントサービス事業について

a. 市場動向について

当社は、主にクラウドインフラと物理サーバを対象としたマネジメントサービス（インターネットシステム運用等）の提供を主力事業としており、当社事業領域である制御と監視メンテナンスに関する市場並びに保守運用サービス市場については順調に拡大を続けております。しかしながら、今後、新たな法的規制や業界団体による規制の導入、その他予期せぬ要因等により、顧客企業におけるシステム保守運用の外部委託の縮小や内製化若しくはニーズの変化等、市場規模が縮小する動きがみられた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 他社との競合について

当社は、インターネット関連業界の市場拡大及び変革に遅れることなく、確実で安定した収益をあげることが最重要課題であると考えております。このため市場等の調査は入念に行っておりますが、前述「a. 市場動向について」に記載のリスクが依然として存在する状態でも事業を遂行する必要があると判断することもあります。今後競合や新規参入等により競争が激化した場合には、価格競争による売上の減少等、当社の想定する収益見通しに重大な相違が生じる可能性があるほか、今後当社が予想しない支出、投資等が発生し当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 当社システムの障害並びにインターネット接続環境の不具合について

当社の事業は停電、電話線等の故障等の影響を受けやすく、当社のネットワークインフラは地震の影響を受けにくい札幌に集中しておりますが、当社の事業はインターネット接続環境の安定した稼働が、事業運営の前提であると認識しております。従って、常時データバックアップやセキュリティ強化を実施し、安定的なシステム運用体制の構築に努めております。しかしながら、予期せぬ自然災害や事故、ソフトウェアの不具合、ネットワーク経由の不正アクセスやコンピュータウィルスの感染など、様々な問題が発生した場合にはサービスの安定的な提供が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

d. セキュリティ管理について

当社が行うマネジメントサービスにおいては、その業務の性格上、顧客側で保有している機密情報に触れる場合があります。情報の取扱いについては詳細な規程の整備と的確な運用を義務づけております。更に、当社では個人情報管理に関してはプライバシーマーク（Pマーク）を取得・更新し、情報の管理体制の強化及び厳重なる情報管理に努めております。このような対策にも関わらず当社の人的オペレーションのミス等、その他予期せぬ要因等により、情報漏洩が発生した場合には、当社が損害賠償責任等を負う可能性があり、その場合は当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

e. 技術革新への対応について

当社が事業を展開するインターネット関連業界においては、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新機能の導入等が行なわれております。当社のマネジメントサービス事業では、既存の商用ツールでは応えられない自動制御（オートディレクション）機能や顧客への運用可視化など、顧客のニーズに対応した柔軟かつ有効な機能拡張を実施しております。しかしながら、これらの機能拡張・開発等が想定どおりに進まない場合や、予想以上の急速な技術革新や代替技術・競合商品の出現、依存する技術標準・基盤の変化等により、当社サービスが十分な競争力や附加価値を確保できない場合等には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②当社の組織体制について

a. 特定の人物への依存について

当社の取締役はそれぞれ、経営戦略、製品戦略、開発戦略等当社の業務に関して専門的な知識・技術を有し、重要な役割を果たしています。当社では取締役会等において役員及び社員への情報共有や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、経営体制の整備を進めており、また役員の異動が有る場合は入念な引継ぎ、権限委譲を行い経営に対するリスクを最小限にしております。しかしながら、これらの者が当社を退職した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. コンプライアンス体制について

当社は、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのためコンプライアンスに関する社内規程を策定するとともに適宜研修を実施し、周知徹底を図っております。しかしながら、これらの取り組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の企業価値および業績に影響を及ぼす可能性があります。

③法的規制・制度動向による影響について

現在、日本国内においてインターネットに関する主要な法規制は電気通信事業法となっておりますが、インターネット上の情報流通やEコマースのあり方についても様々な議論がなされている段階であります。当社が営むインターネット関連事業そのものを規制する法令はありませんが、今後、インターネットの利用者や関連するサービス及び事業者を規制対象とする法令等が制定されたり、既存の法令等の適用が明確になったり、あるいは何らかの自主的なルール化が行われた場合、当社の事業が制約され、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④小規模組織であることについて

当社は、本書提出日現在において、取締役4人、監査役3人、従業員49人（うち管理部門3人）と小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後の業容拡大および業務内容の多様化に対応するため、人員の増強および内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤人材の確保・教育による影響について

当社では、マネジメントサービス事業において、事業領域の拡大を行ってまいりましたが、今後のさらなる業容拡大、多様化に対応するため、エンジニアや営業人員等の確保が必要と考えております。しかしながら、事業規模の拡大に応じた当社内における人材育成、外部からの採用等が計画どおりに進まず、人材の適正配置が困難となることで競争力低下等が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥新規事業について

当社は今後も引き続き、積極的に新サービス及び新規事業に取り組んでまいりますが、これによりシステムへの投資や人件費等、追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。

また、新規事業の拡大・成長が当初の予測どおりに進まない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。本書提出日現在において、これらの新株予約権による潜在株式数が220,500株であり、発行済株式総数の7.4%に相当しております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値および議決権割合が希薄化する可能性があります。

⑧配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるとしております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではあります、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

⑨資金使途について

今回計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、現時点では、研究開発に係る人件費等、採用活動費及び人件費、設備資金、借入金の返済等に充当することを計画しております。

しかしながら、インターネット関連市場は変化が激しく、その変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に充当する可能性もあります。また、計画どおりに資金を使用したとしても、期待どおりの効果を上げられない可能性があります。そのような場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ベンチャーキャピタル等による株式の保有について

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は、2,990,000株であり、このうち162,000株（当社発行済株式総数2,990,000株における所有比率5.4%）をベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合等（以下、「VC等」という。）が所有しております。

一般的にVC等による未上場株式への投資目的は、株式上場後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、当社の株式上場後にVC等が所有する株式の全部または一部を売却する可能性があります。その場合、短期的に株式の需給バランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、経営者の判断に会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要となります。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は282,794千円（前事業年度末比104,669千円増）となりました。これは主に、売上の拡大に伴う現金及び預金の増加（前事業年度末比147,408千円増）、売掛金の増加（前事業年度末比30,869千円増）、繰延税金資産の増加（前事業年度末比20,191千円増）、役員に対する短期貸付金の回収による減少（前事業年度末比94,421千円減）によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は54,662千円（前事業年度末比46,889千円増）となりました。これは主に、SCC（札幌コントロールセンター）開設に伴う有形固定資産の増加（前事業年度末比26,139千円増）、投資その他の資産の増加（前事業年度末比16,271千円増）によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は113,327千円（前事業年度末比35,967千円増）となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金（前事業年度比20,664千円増）の増加によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は108,651千円（前事業年度末比36,014千円増）となりました。これは主に、長期借入金の増加（前事業年度末比54,890千円増）、長期未払金の減少（前事業年度末比18,875千円減）によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は115,478千円（前事業年度末比79,575千円増）となりました。これは、当期純利益79,575千円の計上による利益剰余金の増加によるものであります。

(3)経営成績の分析

①売上高

当事業年度の売上高は505,778千円（前事業年度比33.3%増）となりました。これは主に、既存案件数の積み上がり及び新規案件獲得の拡大が順調に進んだことによるものであり、特にクラウド関係の市場拡大により、売上は順調に拡大しました。

②営業利益

当事業年度の営業利益は62,105千円（前事業年度比95.6%増）となりました。これは主に、売上が増加したことにより、会社の組織体制の構築や将来の取引拡大に向けた先行投資により売上原価、販売費及び一般管理費がそれぞれ33,435千円、62,432千円増加したことによるものであります。

③経常利益

当事業年度の経常利益は61,837千円（前事業年度比90.2%増）となりました。これは主に、営業利益が増加したことによるものであります。

④当期純利益

当事業年度の当期純利益は79,575千円（前事業年度比232.7%増）となりました。これは主に、経常利益が増加したことによるものであります。

(4)キャッシュ・フローの状況の分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5)経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、マネジメントサービス事業におけるリスク（市場動向について、他社との競合について、当社システムの障害並びにインターネット接続環境の不具合について、セキュリティ管理について、技術革新への対応について）及び当社の組織体制についてのリスク、法的規制・制度動向による影響についてのリスクがございます。当社ではこれらのリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社は、社内管理体制の整備、法令及びコンプライアンス遵守の浸透、優秀な人材の採用と教育、情報セキュリティの強化等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分析し、リスクの発生を抑え、適切に対応していく所存であります。

(6)経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営者は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、当社が今後さらなる成長と発展を遂げるためには、厳しい環境の中で諸々の課題に対処していくことが重要であると認識しております。

そのために、サービス品質の継続的な向上、優秀な人材の採用・教育等を通じた営業力強化によるさらなる新規顧客の獲得及びオートセンサリング&オートディレクション（A&A）のコンセプトで運用の自動化を積極的に推進していく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は36,055千円であり、その主なものは本社移転に係る造作工事及び備品等、当社で使用するサーバ機器であります。

2 【主要な設備の状況】

平成26年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (北海道札幌市北区)	事務所、コントロールセンター等	19,631	8,893	3,304	31,830	32
東京事務所 (東京都港区)	事務所等	665	731	207	1,604	13

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は、就業人員数であります。

4. 本社及び東京事務所は賃借しており、年間賃借料はそれぞれ、14,869千円、7,082千円であります。

5. 当社はマネジメントサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成27年2月28日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手予定 年月	完成予定 年月	完成後 増加能力
		総額	既支払額				
東京事務所 (東京都内)	事務所移転に伴う 設備等	100,000	—	公募増資	平成28年7月	平成28年7月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、測定が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,500,000
計	12,500,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,990,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	2,990,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

①第4回新株予約権 (平成26年3月28日定時株主総会決議及び平成26年4月23日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	384	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,400 (注) 1、5	192,000 (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500 (注) 2、5	500 (注) 2、5、6
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月25日 至 平成36年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 (注) 5 資本組入額 1,250 (注) 5	発行価格 500 (注) 5、6 資本組入額 250 (注) 5、6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末は100株、提出日の前月末は500株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行なう場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{1}{\text{時価}} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- iii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- iv 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を一定の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- 5. 平成26年4月23日開催の取締役会決議により、平成26年5月20日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6. 平成27年1月20日開催の取締役会決議により、平成27年2月13日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②第5回新株予約権 (平成26年3月28日定時株主総会決議及び平成26年6月17日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	61	57
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,100 (注) 1	28,500 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500 (注) 2	500 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月3日 至 平成36年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250	発行価格 500 (注) 5 資本組入額 250 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末は100株、提出日の前月末は500株であります。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式に行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- iii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- iv 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を一定の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

5. 平成27年1月20日開催の取締役会決議により、平成27年2月13日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年5月8日 (注 1)	—	5,580	△502,400	50,000	△385,219	26,930
平成25年6月6日 (注 2)	200	5,780	1,500	51,500	1,500	28,430
平成25年6月28日 (注 2)	200	5,980	1,500	53,000	1,500	29,930
平成26年5月20日 (注 3)	592,020	598,000	—	53,000	—	29,930
平成27年2月13日 (注 4)	2,392,000	2,990,000	—	53,000	—	29,930

(注) 1. 欠損墳補のため減資を実施したことにより、資本金及び資本準備金が減少しております。

2. 第3回新株予約権の権利行使による増加であります。
3. 平成26年5月20日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
4. 平成27年2月13日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成27年3月24日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	9	3	3	32	47	
所有株式数 (単元)	—	—	—	5,535	5,925	7,060	11,380	29,900	
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	18.5	19.8	23.6	38.1	100.0	

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年3月24日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,990,000	29,900	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,990,000	—	—
総株主の議決権	—	29,900	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成26年3月28日定時株主総会決議及び平成26年4月23日取締役会決議)

第4回新株予約権

決議年月日	平成26年4月23日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 監査役 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成26年3月28日定時株主総会決議及び平成26年6月17日取締役会決議)

第5回新株予約権

決議年月日	平成26年6月17日
付与対象者の区分及び人数	従業員 42名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員35名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を継続して実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えております、当事業年度につきましても、将来の事業展開と経営体質の強化のために内部留保を充実させるため、無配とさせていただき、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える開発体制等の強化を図るために効果的な投資をしてまいりたいと考えております。なお、今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

なお、当社の剩余金配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、剩余金の期末配当の決定機関は株主総会としております。

また、当社は中間配当を取締役会決議により行うことができる旨を定款で定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴			任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	セールスユニット長	山川 真考	昭和42年2月1日	平成元年4月 平成12年4月 平成14年6月 平成16年7月 平成17年5月 平成20年9月 平成26年10月	㈱リクルート(現 ㈱リクルートホールディングス) 入社 トランス・コスモス㈱ 入社 トランス・コスモス㈱ 取締役 ㈱ユニキド 設立 代表取締役 アイピー・テレコム㈱(現 当社) 取締役 当社 代表取締役社長(ジグソー㈱、ユニキド・ホールディングス㈱、スーパーエディション㈱合併) 当社 代表取締役社長 セールスユニット長(現任)		(注) 3	501,000
取締役	経営管理ユニット長	鈴木 博道	昭和58年8月20日	平成18年4月 平成21年7月 平成24年8月 平成24年11月 平成25年7月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 当社 入社 当社 経理管理ユニット長 当社 取締役 経営管理ユニット長(現任)		(注) 3	—
取締役	サービスユニット長	志賀 太生	昭和48年7月9日	平成10年4月 平成16年4月 平成18年5月 平成20年9月 平成26年10月	㈱エスイーシー 入社 アイピー・テレコム㈱(現 当社) 入社 同社 取締役 当社 取締役(ジグソー㈱、ユニキド・ホールディングス㈱、スーパーエディション㈱合併) 当社 取締役 サービスユニット長(現任)		(注) 3	—
取締役(社外)	—	荻野 正人	昭和40年5月5日	平成3年4月 平成12年9月 平成22年3月 平成24年3月 平成25年6月	日興證券㈱(現 SMB C 日興証券㈱) 入社 トランス・コスモス㈱ 入社 応用技術㈱ 取締役 当社 取締役(現任) トランス・コスモス㈱ 理事投資管理統括部長(現任)		(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
常勤監査役 (社外)	—	茂呂 真	昭和36年3月4日	昭和58年4月 東武鉄道㈱ 入社 昭和60年9月 第二電電㈱(現 KDD I㈱) 入社 平成9年4月 トランス・コスモス㈱ 入社 企画管理部長 平成10年6月 同社 取締役 社長室長 平成13年2月 ㈱ギフトポート 取締役副社長 平成15年10月 ㈱ナガセ 入社 平成17年7月 同社 執行役員 情報システム部長 平成20年7月 同社 上級執行役員 こども英語塾本部長兼情報システム部長 平成26年3月 当社 常勤監査役 (現任) 平成26年10月 ㈱メディアシーク 社外監査役 (現任)		(注) 4	—
監査役 (社外)	—	山本 明彦	昭和33年1月10日	昭和55年4月 ㈱北海道銀行 入行 平成11年8月 同行 旭ヶ丘支店支店長 平成12年7月 ㈱ソフトフロント 入社 平成13年10月 同社 取締役 平成17年9月 山本コンサルティングオフィス 代表 (現任) 平成18年12月 アイピー・テレコム㈱ (現 当社) 監査役 (現任) 平成25年5月 ㈱サッポロドラッグストアー 社外監査役 (現任)		(注) 4	—
監査役 (社外)	—	美澤 臣一	昭和35年6月22日	昭和59年4月 西武建設㈱ 入社 平成元年4月 大和證券㈱ (現 ㈱大和証券グループ本社) 入社 平成9年7月 ディー・ブレイン証券㈱設立 代表取締役社長 平成11年7月 トランス・コスモス㈱ 入社 平成14年10月 事業企画開発本部副本部長 平成15年4月 同社専務取締役 平成16年4月 コ・クリエーションパートナーズ㈱設立 平成20年9月 代表取締役 (現任) 平成22年6月 トランス・コスモス㈱ 平成23年7月 専務取締役CFO (最高財務責任者) 平成25年6月 ㈱マクロミル 社外取締役 (現任) 平成26年3月 ㈱ナノ・メディア 社外監査役 平成26年3月 ㈱ザッパラス 社外取締役 (現任) 当社 監査役 (現任)		(注) 4	—
計							501,000

- (注) 1. 取締役 萩野正人は、社外取締役であります。
 2. 監査役 茂呂真、山本明彦及び美澤臣一は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、平成27年3月4日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 4. 監査役の任期は、平成27年3月4日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コード・ガバナンスの状況等】

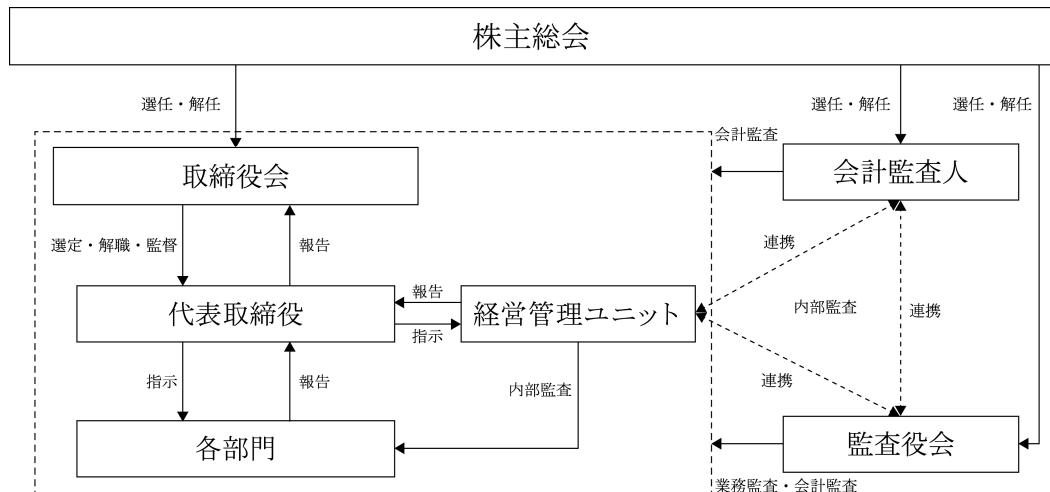
(1) 【コード・ガバナンスの状況】

a コード・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速性を高めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

b 企業統治の体制の状況

当社の会社の機関・内部統制システムの体制を図示すると、次のとおりであります。



(a) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）により構成されております。当社では原則として定期取締役会を月1回開催し、取締役会においては業績の状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図ると共に、必要に応じて、臨時取締役会を開催しており、監査役からは必要に応じて意見及び指摘を受けております。

(b) 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、毎月1回の監査役会を開催しております。当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）により構成されており、監査役会で定めた監査役監査方針・計画に基づき、重要会議の出席、代表取締役・取締役・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ厳格な監査を実施しております。

また、会計監査人の監査計画の把握や内部監査の状況を把握し、定例会合での情報共有により監査の実効性確保に努めています。

(c) 内部監査

当社では、内部監査の担当部署を経営管理ユニットとし、内部監査責任者は経営管理ユニット担当取締役としております。監査業務については、外部にアウトソーシングしており、原則として内部監査責任者から指名を受けた外部の監査担当者1名（公認会計士資格保有者）が当社の業務執行状況等を監査しております。

経営管理ユニット以外の監査の結果につきましては、内部監査責任者より代表取締役社長に報告しておりますが、経営管理ユニットの監査については、監査の客観性・適正性を確保する観点から、外部の監査担当者より、直接代表取締役社長に報告しております。

なお、業務上必要あるときは、代表取締役社長の承認により別に指名された者（内部監査を実施するにあたり適切な能力を保持する社外の者も含む）を内部監査担当者とすることができるものとしております。

c 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、平成26年7月16日の取締役会にて、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。概要は次のとおりであります。

(a) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により、全社的に統括する責任者が取締役会の中から任命され、職務執行に係る情報を文書又は電磁的情報により電磁的に記録し、保存する。また、これらの保存期間、保存場所等については「文書管理規程」に従い適切に管理を行う。

なお、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

(b) 損失発生の危険管理に関する規程その他の体制

損失発生の危険管理につき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を適宜行い、各業務に付随するリスクの状況把握、監視を各部門が行う。

なお、経営管理ユニットは、監査役と連携し、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとする。

リスクに関する措置、対応等については、「リスク管理規程」に定め、適切な対応を実施する体制の確保を図る。

(c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

取締役の職務執行の効率性につき、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保するシステムを採用するものとする。

(d) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

各種規程に基づき、取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを経営管理ユニットが行い、その結果をもとに、必要に応じて社内教育、研修を実施するものとする。また、経営管理ユニットは、監査役と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、取締役会に報告するものとする。

内部監査は、代表取締役社長の承認を受け指名された「監査担当者」により計画的に実施するものとする。

従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役会において、コンプライアンス規程を制定・施行するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するものとする。

併せて、法令等違反行為、不正行為に対する監視体制として、常勤監査役を取締役及び使用人が直接相談及び通報を行うことのできる担当窓口とし、不正行為の早期発見・予防・コンプライアンス経営の強化を図るものとする。

さらに、職場におけるハラスメントを防止することを目的として、「セクシャルハラスメント・パワーハラスメントに関する規程」を策定するものとする。

(e) 会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

今後、子会社等を設立する等の場合には、取締役会は、グループのセグメント別の事業を基に子会社等に関して責任を負う取締役を任命し、数値目標及びリスクの管理を実施し、法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、経営管理ユニットがこれらを横断的に推進し、管理するものとする。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、経営管理ユニット所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができる。

(g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者の人事異動につき、監査役の意見を尊重するものとする。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

取締役及び管理担当部署は、以下コンプライアンスに係る重要事項を定期的に監査役に報告する。

① 重要な機関決定事項

② 経営状況のうち重要な事項

③ 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項

④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項

⑤ 重大な法令・定款違反

⑥ 取締役及び使用人からの報告事項のうち、コンプライアンスに係る重要事項

⑦ その他、コンプライアンス上の重要事項

(i) 財務報告に係る業務の適正を確保するための体制

会社法及び金融商品取引法に対応するため、経営管理ユニットにより、当社の財務報告に係る内部統制の評価システムを整備し、監査人による監査に備えるものとする。

(j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができると共に、代表取締役社長、会計監査人、法律顧問と意見交換などを実施できるものとする。

d 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、担当部署を経営管理ユニットとし、内部監査責任者は経営管理ユニット担当取締役としております。内部監査は原則として監査責任者から指名を受けた外部の監査担当者が担当し、年間の内部監査方針及び上期、下期の期別監査計画に則り全部門に対して監査を実施し、監査結果につきましては、代表取締役社長に都度報告する体制となっております。

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は、毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、毎月、定例取締役会後に監査役会を開催し情報の共有を図っております。また、監査役は定期的に内部監査担当者と共に会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有することで、連携を図っております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携につきましては、内部監査計画策定時において協議を行う他、会計監査人による監査に必要に応じて監査役又は内部監査責任者及び内部監査担当者が立ち会っております。また、会計監査人の監査結果について監査役、内部監査責任者及び内部監査担当者は報告を受け、問題点等の確認を行い、フォローも行っております。これらの監査と内部統制部門との関係につきましては、それぞれの監査結果について情報共有及び意見交換を行うことで、監査の実効性を確保することに努めております。

e 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名であり、社外監査役は3名であります。

社外取締役の荻野正人は、上場会社の理事投資管理統括部長として、これまで会社経営に携わってきた経験と知見を当社経営に活かしていただいております。

社外監査役の茂呂眞は、過去に上場会社における戦略的投資や事業開発等の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見があることから、当社の経営に対して客観的な監査を行っていただき、当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の山本明彦は、様々な業界での職務経験と他の会社における経営経験、又は監査役として豊富な経験を有しており、当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の美澤臣一は、過去に上場会社のCFO経験を有しており、財務並びに会計の知見及び企業経営に関する豊富な経験を当社監査に活かし、当社の監査体制の強化に努めております。

なお、社外監査役の茂呂眞は6個の新株予約権、社外監査役の山本明彦は5個の新株予約権、社外監査役の美澤臣一は3個の新株予約権を保有しておりますが、これら以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。また、社外取締役の荻野正人、社外監査役の茂呂眞、山本明彦及び美澤臣一が過去において関係していた若しくは現在において関係している会社と当社との間には、特別な関係はありません

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準について明確に定めたものはありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携については、「d 内部監査及び監査役監査の状況」に記載のとおりであります。

f リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理の主管部門は経営管理ユニットが担当しております。当社では、物理的、経済的若しくは信用上の損失または不利益を生じさせるすべての可能性をリスクと定義し、リスクに関する措置、対応等については、「リスク管理規程」に定め、適切な対応を実施する体制を整えております。

g 役員の報酬等

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	48,600	48,600	—	—	—	3
社外役員	5,550	5,550	—	—	—	3
合計	54,150	54,150	—	—	—	6

(注)上記には、無報酬の社外取締役 1 名は含めておりません。

(b) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

報酬等の総額が 1 億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、株主総会での総枠の範囲内で取締役会決議に基づき決定し、監査役については監査役会において決めております。

h 株式の保有状況

(a) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式の最近事業年度の前事業年度及び最近事業年度における貸借対照表計上
額の合計額並びに最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

i 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。会計監査業務を執行した公認会計士は、百井俊次氏、長南伸明氏であり、いずれも新日本有限責任監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 3 名、その他 5 名であります。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。継続監査年数については、全員 7 年以内であるため、記載を省略しております。

j 取締役及び監査役の責任免除の決定機関

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

k 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度額として責任を負担するものとする契約を締結できる旨を定款で定めております。なお、本書提出日現在において、当該契約は締結しておりません。

l 取締役の定数

取締役の員数は10名以内とする旨を定款で定めております。

m 取締役の選任の決議要件

当社では、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

n 株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

o 中間配当

当社は、株主への利益還元機会の充実を図るため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

p 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項に基づき、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
4,800	500	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近事業年度の前事業年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場を目指すにあたり、今後検討・解決しなければならない課題を把握すると共に、それらに対する改善案を受けることを目的とした、株式上場のための制度に関する調査であります。

最近事業年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査実施計画と同業他社の監査報酬水準等とを比較し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等諸規則」という。)に基づいて作成しております。なお、前事業年度(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)及び当事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更について的確に対応できるように体制整備に努めているほか、監査法人他主催の各種セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	39,511	186,920
売掛金	41,787	72,657
前払費用	2,403	3,017
役員に対する短期貸付金	94,421	—
繰延税金資産	—	20,191
その他	—	20
貸倒引当金	—	△12
流動資産合計	178,125	282,794
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,293	21,602
減価償却累計額	△182	△1,305
建物（純額）	1,111	20,297
車両運搬具	4,837	—
減価償却累計額	△4,837	—
車両運搬具（純額）	0	—
工具、器具及び備品	9,496	16,327
減価償却累計額	△6,824	△6,701
工具、器具及び備品（純額）	2,671	9,625
有形固定資産合計	3,782	29,922
無形固定資産		
ソフトウェア	—	3,512
商標権	—	742
その他	—	223
無形固定資産合計	—	4,478
投資その他の資産		
長期前払費用	387	213
敷金及び保証金	3,042	19,557
破産更生債権等	—	21
その他	1,100	1,030
貸倒引当金	△540	△561
投資その他の資産合計	3,990	20,261
固定資産合計	7,773	54,662
資産合計	185,898	337,456

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,312	1,639
1年内返済予定の長期借入金	6,000	26,664
未払金	54,580	63,867
未払法人税等	1,900	1,900
未払消費税等	3,282	—
預り金	5,283	6,358
その他	—	12,897
流動負債合計	77,359	113,327
固定負債		
長期借入金	21,500	76,390
長期未払金	51,136	32,261
固定負債合計	72,636	108,651
負債合計	149,995	221,978
純資産の部		
株主資本		
資本金	53,000	53,000
資本剰余金		
資本準備金	29,930	29,930
資本剰余金合計	29,930	29,930
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△47,027	32,548
利益剰余金合計	△47,027	32,548
株主資本合計	35,902	115,478
純資産合計	35,902	115,478
負債純資産合計	185,898	337,456

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	379,553	505,778
売上原価	198,628	232,064
売上総利益	180,925	273,713
販売費及び一般管理費	※1 149,175	※1 211,607
営業利益	31,750	62,105
営業外収益		
受取利息	1,213	256
受取配当金	6	—
その他	17	74
営業外収益合計	1,236	331
営業外費用		
支払利息	258	548
投資有価証券評価損	100	—
株式交付費	120	—
その他	—	51
営業外費用合計	478	599
経常利益	32,508	61,837
特別利益		
債務免除益	3,313	—
固定資産売却益	—	※2 1,360
特別利益合計	3,313	1,360
特別損失		
固定資産除却損	—	※3 1,235
本社移転費用	—	674
訴訟和解金	10,000	—
特別損失合計	10,000	1,910
税引前当期純利益	25,821	61,287
法人税、住民税及び事業税	1,901	1,902
法人税等調整額	—	△20,191
法人税等合計	1,901	△18,288
当期純利益	23,920	79,575

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)		当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費	※ 1	122,704	61.8	142,924	60.7
II 経費		75,924	38.2	92,558	39.3
当期総製造費用		198,628	100.0	235,482	100.0
他勘定振替高		—		3,418	
売上原価		198,628		232,064	

(注) ※1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	48,816	34,351

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア	—	3,418

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	552,400	412,149	412,149
当期変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)	3,000	3,000	3,000
減資	△502,400	△385,219	△385,219
当期純利益	—	—	—
当期変動額合計	△499,400	△382,219	△382,219
当期末残高	53,000	29,930	29,930

	株主資本			純資産合計	
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△958,567	△958,567	5,982	5,982	
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	—	6,000	6,000	
減資	887,619	887,619	—	—	
当期純利益	23,920	23,920	23,920	23,920	
当期変動額合計	911,539	911,539	29,920	29,920	
当期末残高	△47,027	△47,027	35,902	35,902	

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	53,000	29,930	29,930
当期変動額			
当期純利益	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	53,000	29,930	29,930

	株主資本			純資産合計	
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△47,027	△47,027	35,902	35,902	
当期変動額					
当期純利益	79,575	79,575	79,575	79,575	
当期変動額合計	79,575	79,575	79,575	79,575	
当期末残高	32,548	32,548	115,478	115,478	

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	25,821	61,287
減価償却費	1,127	5,184
貸倒引当金の増減額（△は減少）	—	33
受取利息及び受取配当金	△1,213	△256
支払利息	258	548
投資有価証券評価損益（△は益）	100	—
株式交付費	120	—
訴訟和解金	10,000	—
固定資産売却損益（△は益）	—	△1,360
固定資産除却損	—	1,235
売上債権の増減額（△は増加）	△9,041	△30,890
前払費用の増減額（△は増加）	△280	△717
仕入債務の増減額（△は減少）	△14,270	△4,672
未払金の増減額（△は減少）	△5,938	10,498
預り金の増減額（△は減少）	131	1,074
長期未払金の増減額（△は減少）	—	2,261
その他	970	10,989
小計	7,784	55,215
利息及び配当金の受取額	1	256
利息の支払額	△285	△431
訴訟和解金の支払額	△10,000	△20,000
法人税等の支払額	△1,916	△1,902
その他	△1,000	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,415	33,137
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,428	△32,421
無形固定資産の取得による支出	—	△4,628
役員に対する短期貸付けによる支出	△4,235	—
役員に対する短期貸付金の回収による収入	1,111	94,421
敷金及び保証金の差入による支出	△336	△18,097
敷金及び保証金の回収による収入	547	186
その他	—	△744
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,341	38,717
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	30,000	90,000
長期借入金の返済による支出	△2,742	△14,446
株式の発行による収入	5,880	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	33,138	75,554
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	21,380	147,408
現金及び現金同等物の期首残高	18,130	39,511
現金及び現金同等物の期末残高	※1 39,511	※1 186,920

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 4～10年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年以内）による定額法を採用しております。

(3)長期前払費用

定額法を採用しております。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年以内）による定額法を採用しております。

(3)長期前払費用

定額法を採用しております。

2 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

前事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

（貸借対照表関係）

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月26日内閣府令第19号）の施行に伴い、表示方法の変更を行っておりますが、同附則第2条第1項より、前事業年度の財務諸表の組替えを行っておりません。

前事業年度において、貸借対照表で独立掲記しております「流動負債」の「未払消費税等」（当事業年度末残高12,897千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

なお、当該変更は財務諸表等規則第49条に基づくものであります。

(追加情報)

前事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告9号平成22年6月30日)を適用しております。

翌事業年度の貸借対照表日後において株式分割を行いましたが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
役員報酬	26,000千円	36,750千円
給料手当	46,812〃	64,158〃
法定福利費	8,247〃	11,900〃
業務委託費	5,127〃	3,200〃
交際費	4,734〃	4,162〃
地代家賃	8,909〃	8,649〃
旅費交通費	12,870〃	13,703〃
支払報酬料	14,203〃	23,212〃
減価償却費	586〃	357〃
貸倒引当金繰入	—〃	33〃
おおよその割合		
販売費	6.1%	7.4%
一般管理費	93.9%	92.6%

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
車両運搬具	一千円	1,360千円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
建物	—千円	1,061千円
工具、器具及び備品	—〃	174〃
計	一千円	1,235千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,580	400	—	5,980

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 400株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第3回新株予約権(注)	普通株式	—	400	400	—	—
合計		—	400	400	—	—

(注)第3回新株予約権の当事業年度増加は新株予約権の発行によるものであり、当事業年度減少は新株予約権の行使によるものであります。

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,980	592,020	—	598,000

(変動事由の概要)

平成26年5月20日 株式分割による増加 592,020株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
現金及び預金	39,511千円	186,920千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—〃	—〃
現金及び現金同等物	39,511千円	186,920千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能に係る未経過リース料

1年内	24,356千円
1年超	24,356千円
合計	48,712千円

(金融商品関係)

前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等を中心に行っており、資金調達については自己資金及び金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、販売管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、財務状況等による債権回収懸念の早期把握やその軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰表を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	39,511	39,511	—
(2)売掛金	41,787	41,787	—
(3)役員に対する短期貸付金	94,421	94,421	—
資産計	175,719	175,719	—
(1)買掛金	6,312	6,312	—
(2)未払金	54,580	54,580	—
(3)長期借入金 ※1	27,500	27,500	—
(4)長期未払金	51,136	50,212	△923
負債計	139,528	138,604	△923

※1 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

[資産]

(1)現金及び預金、(2)売掛金及び(3)役員に対する短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

[負債]

(1)買掛金、(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金は変動金利であり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(4)長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	39,428	—	—	—
売掛金	41,787	—	—	—
役員に対する短期貸付金	94,421	—	—	—
合計	175,638	—	—	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	6,000	6,000	6,000	6,000	3,500	—

当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等を中心に行っており、資金調達については自己資金及び金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、販売管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、財務状況等による債権回収懸念の早期把握やその軽減を図っております。

敷金及び保証金は本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に差入先の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金線表を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	186,920	186,920	—
(2)売掛金 貸倒引当金 ※1	72,657 △12	72,645	—
(3)敷金及び保証金	19,557	17,112	△2,445
資産計	279,123	276,677	△2,445
(1)買掛金	1,639	1,639	—
(2)未払金	63,867	63,867	—
(3)長期借入金 ※2	103,054	103,054	—
(4)長期未払金	32,261	32,055	△205
負債計	200,822	200,617	△205

※1 「売掛金」に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

[資産]

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

[負債]

(1)買掛金、(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金は変動金利であり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(4)長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	186,830	—	—	—
売掛金	72,657	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	18,355	1,202
合計	259,487	—	18,355	1,202

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	26,664	26,664	22,200	17,492	10,034	—

(有価証券関係)

前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成26年5月19日に1株を100株及び平成27年2月13日に1株を5株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

ストック・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 3名	当社従業員 42名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 192,000株	普通株式 33,000株
付与日	平成26年4月24日	平成26年7月2日
権利確定条件	<p>i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>ii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>iii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>iv 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることができない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>	<p>i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>ii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>iii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>iv 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることができない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成28年4月25日 至 平成36年3月28日	自 平成28年7月3日 至 平成36年3月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	192,000	33,000
失効	—	2,500
権利確定	—	—
未確定残	192,000	30,500
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	500	500
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たり本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

一円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成25年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度
(平成25年12月31日)

繰延税金資産

訴訟和解金	26,651千円
繰越欠損金	28,767〃
その他	2,330〃
繰延税金資産小計	57,750千円
評価性引当額	△57,750〃
繰延税金資産合計	—千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度
(平成25年12月31日)

法定実効税率	39.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.3%
評価性引当額の増減	△353.8%
繰越欠損金の期限切れ	308.4%
住民税均等割額	7.4%
その他	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.4%

3. 決算日後の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の39.1%から36.7%に変更されております。この税率の変更による財務諸表への影響はありません。

当事業年度（平成26年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年12月31日)
繰延税金資産	
訴訟和解金	18,372千円
繰越欠損金	10,678〃
その他	5,237〃
繰延税金資産小計	34,288千円
評価性引当額	△14,097〃
繰延税金資産合計	20,191千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	当事業年度 (平成26年12月31日)
法定実効税率	39.1%
(調整)	
評価性引当額の増減	△71.2%
住民税均等割額	3.1%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△29.8%

3. 決算日後の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の39.1%から36.7%に変更されております。この税率の変更による財務諸表への影響はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当社は、マネジメントサービス事業の単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当社は、マネジメントサービス事業の単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
テックファーム株式会社	38,337	マネジメントサービス事業

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	山川 真考	—	—	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接 20.10	債務被保証 資金の貸付	賃貸借契約 に係る債務 被保証	14,929	—	—
							当社銀行借 入の債務被 保証	27,500	—	—
							資金の貸付	4,235	短期貸付金	94,421
							資金の回収	1,111		
							利息の受取	1,211		

(注) 1. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社は施設の賃貸借契約に対して、当社代表取締役社長山川真考の債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、賃貸借契約の債務被保証の取引金額につきましては、年間賃借料を記載しております。
- (2) 当社は銀行借入に対して、当社代表取締役社長山川真考の債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、銀行借入に係る債務被保証の取引金額につきましては、期末借入残高を記載しております。
- (3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	山川 真考	—	—	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接 16.76	債務被保証 資金の貸付	賃貸借契約 に係る債務 被保証	15,204	—	—
							当社銀行借 入の債務被 保証	21,500	—	—
							資金の回収	94,421	—	—
							利息の受取	241	—	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社は施設の賃貸借契約に対して、当社代表取締役社長山川真考の債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、賃貸借契約の債務被保証の取引金額につきましては、年間賃借料を記載しております。
- (2) 当社は銀行借入に対して、当社代表取締役社長山川真考の債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、銀行借入に係る債務被保証の取引金額につきましては、期末借入残高を記載しております。
- (3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1 株当たり純資産額	12.01円	38.62円
1 株当たり当期純利益金額	8.25円	26.61円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
 2. 平成26年5月20日付で普通株式1株につき100株の割合で、平成27年2月13日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	23,920	79,575
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	23,920	79,575
普通株式の期中平均株式数(株)	2,898,495	2,990,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 種類(新株予約権の数400個)。	新株予約権 2 種類(新株予約権の数384個、61個)。 なお、これについての詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(株式分割、単元株制度の採用)

当社は、平成27年1月20日開催の取締役会決議に基づき、平成27年2月13日付で株式分割を行っております。また、平成27年3月4日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社は、投資単位当たりの金額を引き下げるによる当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るため、株式の分割を実施いたしました。また、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成27年2月12日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

(2) 株式分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式数 598,000株

今回の株式分割により増加する株式数 2,392,000株

株式分割後の発行済株式総数 2,990,000株

株式分割後の発行可能株式総数	12,500,000株
(3) 分割の日程	
基準公告日	平成27年1月28日
基準日	平成27年2月12日
効力発生日	平成27年2月13日

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

平成27年3月4日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成27年3月4日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、「(1) 財務諸表注記事項（1株当たり情報）」に記載しております。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	1,293	21,602	1,293	21,602	1,305	1,354	20,297
車両運搬具	4,837	—	4,837	—	—	—	—
工具、器具及び備品	9,496	10,807	3,976	16,327	6,701	3,679	9,625
有形固定資産計	15,627	32,410	10,107	37,930	8,007	5,034	29,922
無形固定資産							
ソフトウエア	—	3,644	—	3,644	132	132	3,512
商標権	—	759	—	759	17	17	742
その他	—	223	—	223	—	—	223
無形固定資産計	—	4,628	—	4,628	149	149	4,478
長期前払費用	870	—	458	412	116	117	295

(注) 1. 長期前払費用のうち82千円は1年内償却予定の長期前払費用であり、貸借対照表上は流動資産の「前払費用」に含めて表示しております。

2. 当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

建物	本社移転に伴う内装工事費等	20,854千円
工具、器具及び備品	自社利用サーバ取得	6,480千円
ソフトウエア	自社利用システム機能追加	3,418千円

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

車両運搬具	社用車売却	4,837千円
工具、器具及び備品	自社利用サーバ除却	2,526千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	6,000	26,664	0.86	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	21,500	76,390	0.66	平成29年4月～ 平成31年9月
合計	27,500	103,054	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	26,664	22,200	17,492	10,034

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	540	33	—	—	573

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	90
預金	
普通預金	156,829
定期預金	30,001
計	186,830
合計	186,920

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ニフティ [㈱]	6,612
データスタジアム [㈱]	5,896
㈱ナガセ	4,453
㈱フォアキャスト・コミュニケーションズ	4,323
㈱I D C フロンティア	3,983
その他	47,387
合計	72,657

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	他勘定振替高 (千円)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) (C) (A) + (B) × 100	滞留期間(日) (A) + (D) 2 (B) 365
41,787	547,585	516,694	21	72,657	87.7	38.1

(注) 1. 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。
2. 他勘定振替高は「破産更生債権等」への振替であります。

ハ. 敷金及び保証金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三菱地所プロパティマネジメント㈱	16,911
(有)中村ビル	2,242
東京エムケイ㈱	200
㈱リクルートフォレントインシュア	105
ほくでん情報テクノロジー㈱	98
合計	19,557

② 負債の部

イ. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
外注先 (個人)	540
㈱クライムヤード	518
(有)メディアプロ	354
さくらインターネット㈱	142
ニフティ㈱	52
その他	31
合計	1,639

ロ. 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
㈱みずほ銀行	13,992
西武信用金庫	6,672
㈱三井住友銀行	6,000
合計	26,664

ハ. 未払金

相手先	金額(千円)
未払給与	23,031
クオリティ(株)	20,000
社会保険料	5,547
ビ・アンド・エス(株)	1,841
American Express International, Inc	1,675
その他	11,771
合計	63,867

二. 長期借入金

相手先	金額(千円)
㈱みずほ銀行	45,510
㈱三井住友銀行	22,000
西武信用金庫	8,880
合計	76,390

ホ. 長期未払金

相手先	金額(千円)
クオリティ(株)	30,000
三菱地所プロパティマネジメント(株)	2,261
合計	32,261

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	普通株式
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 一</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店（注）1</p> <p>買取手数料 無料</p>
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行います。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.jig-saw.com/
株主に対する特典	該当事項はありません

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定となっております。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年2月25日	櫻井 文武	宮城県仙台市宮城野区	—	Jun Emi	North Point, Hong Kong	特別利害関係者等(大株主上位10名)	46	1,748,000(38,000)	所有者の意向による
平成25年3月29日	阿部 宜由	熊本県熊本市東区	当社の元取締役	Jun Emi	North Point, Hong Kong	特別利害関係者等(大株主上位10名)	9	180,000(20,000)	所有者の意向による
平成25年4月15日	関崎 裕一	北海道札幌市北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の元代表取締役	関崎 香奈子	北海道札幌市北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	590	—	相続
平成25年4月15日	関崎 裕一	北海道札幌市北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の元代表取締役	関崎 風雅	北海道札幌市北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	590	—	相続
平成25年6月6日	—	—	—	Jun Emi	North Point, Hong Kong	特別利害関係者等(大株主上位10名)	200	3,000,000(15,000)	新株予約権の権利行使
平成25年6月7日	秋元 憲一	北海道枝幸郡	—	山川 真考	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10位)	2	20,000(10,000)	所有者の意向による
平成25年6月20日	AITHER LIMITED	19/F., Beverly House, Nos. 93-107 Lockhart Road, Wanchai, Hong Kong	特別利害関係者等(大株主上位10名)	山川 真考	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	451	4,510,000(10,000)	所有者の意向による
平成25年6月28日	—	—	—	斎藤 誠	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	200	3,000,000(15,000)	新株予約権の権利行使
平成25年7月8日	関崎 風雅	北海道札幌市北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	高橋 美里	北海道札幌市北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	590	5,900,000(10,000)	所有者の意向による
平成25年7月8日	関崎 香奈子	北海道札幌市北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	山川 真考	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	590	5,900,000(10,000)	所有者の意向による
平成25年7月9日	山川 真考	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	斎藤 誠	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	30	300,000(10,000)	所有者の意向による
平成25年7月9日	山川 真考	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	Jun Emi	North Point, Hong Kong	特別利害関係者等(大株主上位10名)	30	300,000(10,000)	所有者の意向による
平成25年12月12日	高橋 美里	北海道札幌市北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	関崎 美智子	北海道札幌市北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	490	4,900,000(10,000)	所有者の意向による
平成25年12月18日	Richard Lo	Repuls Bay Road, Hong Kong	特別利害関係者等(大株主上位10名)	Theodore Lo	North Point, Hong Kong	—	60	600,000(10,000)	所有者の意向による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年3月6日	山川 真考	北海道札幌市中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	Richard Lo	Repuls Bay Road, Hong Kong	特別利害関係者等(大株主上位10名)	100	25,000,000(250,000)	所有者の意向による
平成26年3月12日	山川 真考	北海道札幌市中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	Webcast Enterprises Limited	P. O. BOX958, Pasea Estate, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	100	25,000,000(250,000)	所有者の意向による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成25年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1)当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2)当社の大株主上位10名
 - (3)当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4)金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりとなっております。
- 移動価格は、過去取引事例法、純資産価格方式及びディスカウント・キャッシュフロー方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 平成26年5月20日付で株式1株を100株の割合で、平成27年2月13日付で株式1株を5株の割合で分割しておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成25年6月3日	平成26年4月24日	平成26年7月2日
種類	新株予約権の付与	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 400株 (注) 5	普通株式 384株(注) 5	普通株式 6,600株 (注) 5
発行価格	1株につき15,000円 (注) 3、5	1株につき250,000円 (注) 3、5	1株につき2,500円 (注) 3、5
資本組入額	7,500円 (注) 5	125,000円(注) 5	1,250円 (注) 5
発行価額の総額	6,000,000円	96,000,000円	16,500,000円
資本組入額の総額	3,000,000円	48,000,000円	8,250,000円
発行方法	平成25年3月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成26年3月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年3月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」）第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式予約権（会社法238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除きます。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第259条に規定する新株予約権を除きます。）の割当てを含みます。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含みます。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆総覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成26年12月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、純資産価格方式、ディスカウント・キャッシュフロー方式の結果を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき15,000円	1株につき250,000円	1株につき2,500円
行使期間	平成25年6月3日から 平成30年6月2日まで	平成28年4月25日から 平成36年3月28日まで	平成28年7月3日から 平成36年3月28日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当を受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の権利行使期限到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することが出来る。</p> <p>③ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

5. 平成26年4月23日開催の取締役会により、平成26年5月20日付で、1株を100株とする株式分割を、平成27年1月20日開催の取締役会により、平成27年2月13日付で、1株を5株とする株式分割を行っておりますが、新株予約権の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は当該株式分割前の内容を記載しております。
6. 新株予約権③は、退職等により従業員7名900株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

(新株予約権①)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Jun Emi	North Point, Hong Kong	会社役員	200	3,000,000 (15,000)	特別利害関係者等(大 株主上位10位)、当社 の元取締役
齊藤 誠	東京都港区	会社役員	200	3,000,000 (15,000)	特別利害関係者等(大 株主上位10位)、当社 の元取締役

(注) 平成26年5月20日付で普通株式1株につき100株、平成27年2月13日付で普通株式1株につき5株の株式分割を実施しておりますが、上記単価及び株数は、分割前の数値で記載しております。

(新株予約権②)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
山川 真考	北海道札幌市中央区	会社役員	200	50,000,000 (250,000)	特別利害関係者等(大 株主上位10位、当社 の代表取締役社長)
志賀 太生	北海道札幌市中央区	会社役員	90	22,500,000 (250,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
鈴木 博道	東京都中央区	会社役員	80	20,000,000 (250,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
茂呂 真	東京都杉並区	会社役員	6	1,500,000 (250,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
山本 明彦	北海道札幌市豊平区	会社役員	5	1,250,000 (250,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
美澤 臣一	東京都渋谷区	会社役員	3	750,000 (250,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 平成26年5月20日付で普通株式1株につき100株、平成27年2月13日付で普通株式1株につき5株の株式分割を実施しておりますが、上記単価及び株数は、分割前の数値で記載しております。

(新株予約権③)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
尾崎 博人	神奈川県横浜市南区	会社員	300	750,000 (2,500)	当社の従業員
開原 正文	北海道札幌市北区	会社員	300	750,000 (2,500)	当社の従業員
坂本 勝也	東京都大田区	会社員	300	750,000 (2,500)	当社の従業員
櫻田 和宏	北海道札幌市西区	会社員	300	750,000 (2,500)	当社の従業員
清水 航	北海道札幌市北区	会社員	300	750,000 (2,500)	当社の従業員
関野 愛幸	北海道札幌市手稲区	会社員	300	750,000 (2,500)	当社の従業員
矢地 重隆	北海道札幌市北区	会社員	300	750,000 (2,500)	当社の従業員
安達 彩香	北海道札幌市豊平区	会社員	200	500,000 (2,500)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
安達 欣正	北海道札幌市豊平区	会社員	200	500,000 (2,500)	当社の従業員
栗井 俊美	東京都杉並区	会社員	200	500,000 (2,500)	当社の従業員
太田 陽介	北海道札幌市東区	会社員	200	500,000 (2,500)	当社の従業員
小杉 勇登	北海道札幌市豊平区	会社員	200	500,000 (2,500)	当社の従業員
近間 康司	北海道札幌市北区	会社員	200	500,000 (2,500)	当社の従業員
野口 修司	埼玉県川越市	会社員	200	500,000 (2,500)	当社の従業員
増田 一哉	北海道札幌市西区	会社員	200	500,000 (2,500)	当社の従業員
板垣 崇司	東京都台東区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
勝山 達也	東京都中野区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
金丸 太一	東京都板橋区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
小泉 宗徳	北海道札幌市西区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
小林 年伸	北海道札幌市中央区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
砂田 和宏	北海道札幌市白石区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
高橋 春奈	北海道札幌市豊平区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
田頭 佳延	北海道札幌市北区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
寺谷 肇	北海道札幌市白石区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
徳永 直也	北海道札幌市北区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
中込 真名美	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
長谷川 啓介	神奈川県大和市	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
長谷川 侑紀	北海道札幌市中央区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
万代 葉月	北海道札幌市中央区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
藤井 正紀	北海道札幌市豊平区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
古谷 夏美	千葉県八千代市	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
森下 智弘	北海道札幌市北区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
吉田 圭佑	東京都大田区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
鷺田 大輔	北海道札幌市豊平区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員
渡部 秀一	北海道札幌市西区	会社員	100	250,000 (2,500)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては、記載しておりません。

2. 平成27年2月13日付で普通株式1株につき5株の株式分割を実施しておりますが、上記単価及び株数は、分割前の数値で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山川 真考 ※1, 2	北海道札幌市中央区	601,000 (100,000)	18.72 (3.11)
Jun Emi ※1	Happy Valley, Hong Kong	549,000	17.10
トランス・コスモス(株) ※1	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号	300,000	9.34
関崎 美智子 ※1	北海道札幌市北区	245,000	7.63
AITHER LIMITED ※1	Offshore Incorporations Centre, Coastal Building, Wickham's Cay II, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	225,500	7.02
Net Capital Partners Limited ※1	Unit 1607, 16/F, Kodak House II, 39 Healthy Street East North Point, Hong Kong	212,000	6.60
斎藤 誠 ※1	東京都港区	170,000	5.30
Webcast Enterprises Limited ※1	P. O. BOX958, Pasea Estate, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	155,000	4.83
Richard Lo ※1	Repuls Bay Road, Hong Kong	127,000	3.96
サンエイト1号投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区虎ノ門一丁目15番7号	67,000	2.09
サンエイト・PS1号投資事業組合	東京都港区虎ノ門一丁目15番7号	55,000	1.71
斎藤 享子	東京都港区	50,000	1.56
高橋 美里	北海道札幌市北区	50,000	1.56
志賀 太生 ※3	北海道札幌市中央区	45,000 (45,000)	1.40 (1.40)
鈴木 博道 ※3	東京都中央区	40,000 (40,000)	1.25 (1.25)
サンエイト・エンファンド第3号投資事業組合	東京都港区虎ノ門一丁目15番7号	30,000	0.93
Theodore Lo	North Point, Hong Kong	30,000	0.93
㈱メディアシーク	東京都港区南麻布三丁目20番1号 麻布グリーンテラス	25,000	0.78
㈱ザッパラス	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号 東建インターナショナルビル	25,000	0.78
前田 英仁	東京都港区	25,000	0.78
(有)シリーマン	東京都渋谷区神宮前六丁目34番3号102号室	21,500	0.67
高橋 秀明	東京都大田区	20,000	0.62
GMOクラウド(株)	東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー10階	20,000	0.62
加藤 達也	東京都品川区	11,500	0.36
秋元 康	東京都渋谷区	11,000	0.34

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
伊藤 誠英	愛知県名古屋市千種区	11,000	0.34
サンエイト・エンファンド 第2号投資事業組合	東京都港区虎ノ門一丁目15番7号	10,000	0.31
勝方 正英	東京都港区	9,000	0.28
立石 知雄	京都府京都市上京区	9,000	0.28
高山 知泰	東京都墨田区	5,000	0.16
鈴木 直美	Lantau Island, Hong Kong	4,000	0.12
茂呂 真 ※4	東京都杉並区	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)
柴山 哲治	東京都渋谷区	2,500	0.08
山本 明彦 ※4	北海道札幌市豊平区	2,500 (2,500)	0.08 (0.08)
関野 愛幸 ※5	北海道札幌市手稲区	2,500 (1,500)	0.08 (0.05)
林 国昭	北海道苫小牧市	2,000	0.06
西尾 直紀	東京都港区	1,500	0.05
水野 誠一	東京都渋谷区	1,500	0.05
美澤 臣一 ※4	東京都渋谷区	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
尾崎 博人 ※5	神奈川県横浜市南区	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
開原 正文 ※5	北海道札幌市北区	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
坂本 勝也 ※5	東京都大田区	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
櫻田 和宏 ※5	北海道札幌市西区	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
清水 航 ※5	北海道札幌市北区	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
矢地 重隆 ※5	北海道札幌市北区	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
岡本 充夫	千葉県柏市	1,000	0.03
勝野 直義	北海道札幌市南区	1,000	0.03
小島 浩之	神奈川県小田原市	1,000	0.03
安達 彩香 ※5	北海道札幌市豊平区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
安達 欣正 ※5	北海道札幌市豊平区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
栗井 俊美 ※5	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
太田 陽介 ※5	北海道札幌市東区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
小杉 勇登 ※5	北海道札幌市豊平区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
近間 康司 ※5	北海道札幌市北区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
野口 修司 ※5	埼玉県川越市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
増田 一哉 ※5	北海道札幌市西区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
その他30名		15,000 (10,000)	0.47 (0.31)
計	—	3,210,500 (220,500)	100.00 (6.87)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名) 2 特別利害関係者等(当社代表取締役) 3 特別利害関係者等(当社取締役) 4 特別利害関係者等(当社監査役) 5 当社従業員
2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月17日

ジグソー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 百井 俊次 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長南 伸明 (印)
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジグソー株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジグソー株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年3月17日

ジグソー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百井 俊次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジグソー株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジグソー株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



www.jig-saw.com